昭26.10.17.

官報

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

毎日文庫

主要目次

告示

○第二松邦丸無線局の周波数変更　三四九頁
○無線局免許　三四九
○日本国籍離脱者　三五三
○外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営む営業所の廃止届出受理　三五三
○南都銀行第九回福禄定期預金の細目等　三五三
○三徳無盡第一回徳陽割増定期預金の細目等　三五四
○三重無盡第四回美栄定期預金の細目等　三五四
○第一回北海道社会教育主事講習における選択科目の課程受講者募集実施細目　三五五
○農薬の登録　三五五
○漁港の指定　三五五
○電気用品の型式承認　三六〇
○運輸審議会の決定（自動車運送事業経営免許及び譲渡認可について）　三六二
○国際観光ホテル整備法による旅館の登録　三六二
○職業安定法施行規則により労働大臣が定める職業の指定の件の一部改正　三六二
○砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定　三六二

官庁事項

○失効になった外国人登録証明書　三六八

告示

◉電波監理委員会告示第千六百七十九号

第二松邦丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月八日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第三一六六号
二　免許人の名称　第一汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　免許人所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第二松邦丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JAYO
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　主発振　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百八十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二百八十九号の無線局の空中線電力は、昭和二十六年八月一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第十項電波の型式欄中「但し、五、四二〇kcは二〇〇W」を「但し、五、四二〇kcは五〇〇W」に変更する。

◉電波監理委員会告示第千六百八十一号

大成丸無線局の呼出名称及び周波数は、昭和二十六年八月一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六五三六号
二　免許人の氏名　上野新助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　枕崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　大成丸（主たる停泊港　枕崎）
九　呼出符号及び呼出名称　JBND　うえのたいせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五〇〇kc　一、五七〇kc　一、六二〇kc　一、九〇五kc　一、九五五kc
A三　一、六二〇kc　一、九五五kc
第一装置　主発振　水晶発振
第二装置　水晶発振
第一装置　A二　リップル変調　A三　終段抑制格子変調
第二装置　A二、A三　終段抑制格子変調
A一、A二　五〇W　但し、A一、一、六二〇kc、一、九〇五kc、一、九五五kcは一〇W　A二　一、六二〇kc、一、九〇五kc、一、九五五kcは五W　A三　一五W　但し、一、九五五kcは三W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百八十二号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年七月五日　第六五三九号
二　免許人の名称　鹿児島県鰹鮪漁業協同組合
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　枕崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年七月四日　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第五共進丸（主たる停泊港　串木野）
九　呼出符号及び呼出名称　JNMM　かごしまけんかつおまぐろぎょぎょうだいごきょうしんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　一、五七〇kc
A一、A二、A三　一、六二〇kc　一、九五五kc
A一　三、七〇〇kc　五、五二〇kc
水晶発振
A二　リップル変調
A三　終段抑制格子変調
A一、A二　一二五W　但し、三、七〇〇kcは一〇〇W
A三　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

昭26.10.17.　第7433号

◉電波監理委員会告示第千六百八十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十三日　第五一五六号
二　免許人の氏名　藤代若三郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　深浦漁業用海岸局、愛媛県漁業協同組合連合会員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する通信、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十二日
八　設置場所　第十八戎丸（主たる停泊港　中浦）
九　呼出名称　ふじしろだいじゅうはちえびすまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A三　二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一三九五号
二　免許人の氏名　渡辺竹次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、同組合員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　千大丸（主たる停泊港　七浦）
九　呼出名称　ちだいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A三　一、六二〇kc　一、九五五kc　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　不定

◉電波監理委員会告示第千六百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十二日　第五一五四号
二　免許人の氏名　河井芳秋
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　深浦漁業用海岸局、愛媛県漁業協同組合連合会員所属漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十一日
八　設置場所　戎丸（主たる停泊港　船越）
九　呼出名称　かわいえびすまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A三　二、四五〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段陽極変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百八十六号

壱岐丸無線局の免許人は、昭和二十六年四月一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一一九号
二　免許人の名称　東京郵船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　壱岐丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JGTM
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　主装置
　　A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　五〇〇kc
　　A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc
　　第一装置　主発振　第二装置　水晶発振　第一装置　A二　終段抑制格子変調　二〇〇W
　補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　水晶発振　A二　終段陽極（リップル）変調　五〇W
　特殊設備　無線方位測定機　NMD一〇一型
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千六百八十七号

かり無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年七月一日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六四二七号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　かり（主たる停泊港　長崎）
九　呼出符号　JRSX
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A一、A二　三七五kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　一二五W　A二　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百八十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四四四号
二　免許人の名称　日之出汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　日吉丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JDLN
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　主装置
　　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc
　　A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc
　　水晶発振　A二　リップル変調　二五〇W　但し、五、四二〇kcは二〇〇W
　補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　主発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百八十九号

第六吉徳丸無線局の免許人は、昭和二十六年五月二十五日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一七五号
二　免許人の名称　徳島水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第六吉徳丸（主たる停泊港　福岡）
九　呼出符号及び呼出名称　JQCF　だいろくよしとくまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　A一、A二　五〇〇kc　一、五七〇kc　一、五八〇kc
　A一、A二、A三　一、六一〇kc　一、六二〇kc　一、九三〇kc
　A一　五、五二〇kc
　水晶発振　A二　リップル変調　A一、A二　五〇W
　A三　終段抑制格子変調　A三　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百九十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十六日　第三四二二号
二　免許人の名称　第一汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　免許人所属船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　みずりい丸（主たる停泊港　神戸）
九　呼出符号　JLFE
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
　主装置
　　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四六八kc　五〇〇kc　自励発振　リップル変調　二〇〇W
　　A一　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二八〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇〇W　但し、六、六五〇kcは三〇〇W

P.350

補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　水晶発振　リップル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型

十二　運用許容時間　常時

十三　運用義務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第千六百九十一号

みくら無線局にレーダーの設備を昭和二十六年七月二十三日設置した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年七月九日　第一四三八号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局

六　通信事項　海上保安庁法第二条第一項及び第三十五条第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和三十一年七月八日

八　設置場所　みくら（主たる停泊港　東京）

九　呼出符号及び呼出名称　JALC　みくら

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五kc　四二五kc　四六八kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　一、六一〇kc　一、六二〇kc

A一　二、〇八六kc　二、一七〇kc　二、二九五kc　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc

A三　一、六一〇kc　一、六二〇kc　二、一四〇kc　二、六五〇kc

第一、第二装置　水晶発振　A一、A二　終段抑制　A三　格子変調　A一、A二　一二五W　但し、一、五七〇kc、一、五八〇kc、一、六一〇kc、一、六二〇kcは五〇W　A三　三〇W

特殊設備　レーダー　P〇　九、三七三Mc　マグネトロン発振　三〇KW

十一　空中線の型式及び構成　T型、回転反射鏡付電磁ホーン

十二　運用許容時間　常時

十三　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第千六百九十二号

第一高砂丸無線局の免許人は、昭和二十六年七月三十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六一二三号

二　免許人の氏名　吉田茂一

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日

八　設置場所　第一高砂丸（主たる停泊港　福岡）

九　呼出符号及び呼出名称　JDNF　だいいちたかさごまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　五〇〇kc　一、五七〇kc　一、五八〇kc

A一、A二、A三　一、六一〇kc　一、九三〇kc

A一　五、五二〇kc　五、五七〇kc　八、三二五kc

水晶発振　A二　リップル変調　A三　終段抑制格子変調　A一、A二　一二五W　但し、五、五二〇kc、五、五七〇kc、八、三二五kcは一〇〇W　A三　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千六百九十三号

第十六大漁丸無線局の免許人は、昭和二十六年三月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十月十七日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六三七八号

二　免許人の氏名　和田秀政

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日　但し、無線電信については無期限

八　設置場所　第十六大漁丸（主たる停泊港　長崎）

九　呼出符号及び呼出名称　JPTN　だいじゆうろくだいりようまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　五〇〇kc　一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、九〇五kc

A一、A二、A三　一、六一〇kc　一、六二〇kc　一、九三〇kc

A一　五、五二〇kc

水晶発振　A二　リップル変調　A三　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇W　A三　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉法務府告示第四百八号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　山口県玖珂郡神代村第四千三百五十一番地

住所　東京都新宿区原町二丁目十三番地

八塩　和惠　昭和二年六月八日生

◉法務府告示第四百九号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　広島県高田郡可愛村大字川本七十一番地

住所　兵庫県尼崎市難波通五丁目百十一番地

井上　初代　明治四十四年九月二十三日生

◉法務府告示第四百十号

左記の者は、ヴエットナム国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　東京都江東区深川平野町二丁目十四番地十二

住所　東京都渋谷区代々木山谷町二百八番地

井田　利子　大正十二年三月八日生

◉法務府告示第四百十一号

左記の者は、カナダ国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　滋賀県彦根市八坂町千三百三十九番地

住所　滋賀県大津市瓶師町二十七番地若林源造方

大橋　登　大正十五年十一月二十日生

本籍　滋賀県愛知郡稲村大字薩摩千三百六十五番地

住所　滋賀県大津市神出真西町長等山寮

山本　正夫　昭和六年二月十一日生

◉法務府告示第四百十二号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第二十條の二第二項の規定によつて、昭和十六年十二月二日日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　山口県熊毛郡室津村第千五百三十八番地

住所　アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市北ペニヤード街千三百十四C

鈴木　妙子　大正六年一月五日生

鈴木　信子　大正七年六月十四日生

◉法務府告示第四百十三号

左記の者は、フランス国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　群馬県多野郡鬼石町大字鬼石五百九番地

住所　神奈川県横浜市中区本牧本町二百六十九番地

新名　濤乃　昭和四年一月五日生

◉法務府告示第四百十四号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　広島県福山市古吉津町四百二十二番地

住所　兵庫県西宮市神呪字北大西二十九番地ニ辻邦夫方

和田　睦美　大正十三年一月九日生

◉法務府告示第四百十五号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　長野県下高井郡堺村一万四千八百四十二番地

住所　東京都大田区女塚町一丁目二十七番地

斎藤　正子　昭和四年一月十五日生

本籍　大阪府大阪市住吉区粉浜東之町五丁目百二十二番地

住所　大阪府大阪市住吉区粉浜東之町五丁目百二十二番地

播磨　ミサ子　昭和六年六月十八日生

◉法務府告示第四百十六号

左記の者は、カナダ国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　愛媛県越智郡弓削村大字下弓削甲五千八百八十三番地

住所　東京都豊島区駒込六丁目八百五十七番地新山典子方

野見　薫　昭和五年八月十一日生

◉法務府告示第四百十七号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　広島県豊田郡大長村五千五十八番地

住所　広島県豊田郡大長村五千五十八番地

琢明　知之　昭和四年七月十四日生

◉法務府告示第四百十八号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　広島県安芸郡坂町四千五百五十番地

住所　東京都渋谷区代々木ワシントンハイツ五百四十三番

井野口　裕　大正十一年六月七日生

◉法務府告示第四百十九号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十月十七日　法務総裁　大橋　武夫

本籍　山形県北村山郡東郷村大字野川千三百七十一番地

住所　山形県南置賜郡山上村大字板谷三百十五番地

滝口　キヨ　昭和二年十月一日生

◉大蔵省告示第千四百八十六号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十四條第二項の規定により、両替業務を営む営業所について、次のとおり廃止の届出を受理した。

昭和二十六年十月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

名称	営業所名	所在地	廃止期日
川上　次男	川上商会	岩手県釜石市大字釜石第三地割百二十九	昭和二十六年八月二十四日

◉大蔵省告示第千四百八十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、南都銀行第九回福祿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　南都銀行第九回福祿定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十月二十日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各十一組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇,〇〇〇円	一本
一等	二〇,〇〇〇	一〇
二等	二,〇〇〇	一一〇
三等	一〇〇	一,一〇〇
四等	七〇	一一,〇〇〇
五等	三〇	三三〇,〇〇〇
六等	二〇	七五七,七七九
計		一,一〇〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年一月二十三日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千四百八十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三徳無尽第一回徳陽割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 三徳無尽第一回徳陽割増定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十月二十二日から同年十一月二十二日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、徳陽賞及び幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
徳陽賞	一〇〇、〇〇〇円	二本
幸運賞	一〇、〇〇〇	二
一等	五、〇〇〇	一六
二等	一、〇〇〇	八〇
三等	一〇〇	二〇〇
四等	三〇	三、〇〇〇
五等	二〇	九六、七〇〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月一日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十六年十二月十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千四百八十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重無尽第四回美栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 三重無尽第四回美栄定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十月二十日から同年十一月三十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりする。但し、特賞は、一等のうちから定め、講和記念特別賞は、六等との重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	九
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	二〇〇
四等	七〇	三〇〇
五等	三〇	三、〇〇〇
六等	一九・六〇	九六、四八〇
講和記念特別賞	一、〇〇〇	五〇
計		一〇〇、〇五〇

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月八日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十六年十二月十五日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千四百九十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、滋賀無尽第二回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 滋賀無尽第二回割増金附定期預金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十月二十日から同年十一月三十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一〇
二等	五〇〇	二〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	四〇	二〇〇
五等	二〇	九、六六九
計		一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月十日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十六年十二月二十日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千四百九十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、第二回割増金附二本松信用組合幸運定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第二回割増金附二本松信用組合幸運定期積金

二 條件

㈠契約期間 一年

㈡給付金額 一口一万八千円

㈢掛金の金額及び回数 千五百円 十二回

㈣抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三 取扱の時期 昭和二十六年十月二十日から同年十一月二十日まで。

四 割増金 抽せん権百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	二、五〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	五〇	二〇
計		二三

㈡第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一、五〇〇円	一〇本
二等	二五〇	五
三等	一〇〇	八五
計		一〇〇

五 抽せん期日 第一回抽せん 昭和二十七年四月十五日

第二回抽せん 昭和二十七年十月十五日

六 割増金の支払開始期日 当せん決定後五日を経過した日

◉大蔵省告示第千四百九十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十二回埼玉県信用組合ニコニコ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第十二回埼玉県信用組合ニコニコ定期貯金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十月二十日から同年十二月十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	五〇〇	二〇
四等	五〇	一〇〇
五等	三〇	一、〇〇〇
六等	二〇	一八、八六八
計		二〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十六年十二月二十日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十六年十二月二十五日

七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千四百九十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、篠ノ井信用組合第九回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 篠ノ井信用組合第九回割増金附定期貯金

二 條件

㈠契約期間 六月

㈡預入金額 一口千円

㈢利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十月二十日から同年十一月二十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	五〇	一六〇
四等	二〇	二、八二七
計		三、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十六年十一月二十六日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十六年十二月一日

七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉農林省告示第三百六十八号

農薬取締法（昭和二十六年法律第百五十一号）第二條の規定により、昭和二十六年七月三日附をもつて左記農薬を登録し、登録票を交付した。

昭和二十六年十月十七日

農林大臣 根本龍太郎

登録番号	農薬の種類及び名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所	製造場の名称及び所在地
二一七九	粉石鹸 エスペロー農薬石鹸（粉末）	東京都中野区東郷町五二 山県石鹸農薬株式会社 取締役社長 山県長州	東京都中野区東郷町五二 山県石鹸農薬株式会社工場
二一八〇	硫酸ニコチン ブラックリーフ四〇	東京都中央区日本橋本町一ノ二 日産化学工業株式会社 取締役社長 末松鳳平	Tobacco By-products & Chemical Corporation. 米国ケンタッキー
二一八一	〃 輸入硫酸ニコチン四〇	東京都千代田区丸の内二ノ二 大和繊維株式会社 取締役 細郷彌市	Tobacco By-products & Chemical Corporation Richmond, Virginia, U. S. A.
二一八二	硫酸銅 宝玉印硫酸銅	新潟市関屋一六八六 新潟硫酸株式会社 取締役社長 小沢国治	新潟市関屋六〇〇ノ四 新潟硫酸株式会社石山工場

◉文部省告示第五十二号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九條の規定により、第一回北海道社会教育主事講習実施細目（昭和二十六年八月二十四日文部省告示第四十四号）に基く第一回北海道社会教育主事講習における選択科目の課程の受講者募集実施細目を次のように定める。

昭和二十六年十月十七日

文部大臣 天野 貞祐

第一回北海道社会教育主事講習における選択科目の課程受講者募集実施細目

一 応募資格者

社会教育主事講習等規程第二條各号の規定の一に該当する者 但し、受講資格のない者の聴講を妨げない。

聴講者は、将来受講資格を得て社会教育主事の講習を受けるとき、社会教育主事講習等規程附則第三項の適用により、本講習の聴講により授与せられた科目の単位を、社会教育主事の講習の修了に必要な科目の単位として文部大臣から認定を受けることができる。

二 選択科目、授与単位及び募集人員（聴講者を含む）

青少年指導	三単位	約二十二名
公民館	三単位	約二十二名

三 受講者及び聴講者の選定方法

受講者及び聴講者の選定は北海道大学において行い、決定後本人に通知する。

四 申込の方法

受講希望者は別記様式による申込書に受講資格を有することを証する書類を添付し、北海道教育委員会を経由して（町村にありては北海道教育委員会地方事務局及び北海道教育委員会を経由して）昭和二十六年十月二十日までに北海道大学（札幌市北八條西五ノ二三四）に提出すること。

聴講希望者も右に同じ。但し受講資格証明書の添付を要しない。

五 その他

1. 受講大学

北海道大学

2. 受講期間

十月二十二日から十月三十一日まで十日間及びその後各自の職場に帰つて研究し、その研究報告書提出に要する期間

3. 参集日時

受講者及び聴講者は十月二十二日午前十時までに北海道大学教育学部（中央講堂）に参集し、受講決定通知書を受付に提示すること。

別記様式

社会教育主事講習選択科目受講（聴講）申込書

フリガナ 氏名		生年月日
住所		
勤務先		
受講科目		
学歴		
職歴		
備考		

右の通り申し込みます。

昭和二十六年　月　日

氏名　印

文部大臣 天野貞祐殿

（備考）

イ、受講科目欄には志望順に二科目記入すること。

ロ、学歴は最終学歴に止めること。

ハ、職歴は主なるものに止めること。

◉農林省告示第三百六十九号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五條第一項及び第五項の規定により、次の通り漁港を指定する。

昭和二十六年十月十七日

農林大臣 根本龍太郎

漁港の名称	種類	所在地	漁港の区域	
			水域	陸域
北海道				
厚岸	三	厚岸郡厚岸町	アイカップ崎からピンナイ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	埋立甲、乙両護岸の延長線及び準地方費道並びに水際線により囲まれた地域
富磯	二	宗谷郡宗谷村字富磯	北防波堤基部を中心として半径五百メートルの円内の海面	南埋立護岸基部から北に引いた線、北埋立護岸の延長線と地方費道及び水際線により囲まれた地域
苫前	二	苫前郡苫前町	三角点を中心として半径百メートルの円内の海面	西防波堤の延長線と地方費道の交点から地方費道に沿い東方百十メートルの地点から北及び西に引いた線並びに水際線により囲まれた地域

昭26.10.17.　第7433号

吉岡	二	松前郡吉岡村	突堤基部を中心として半径三百メートルの円内の海面	南埋立護岸の延長線と吉岡川右岸線及び地方費道並びに水際線により囲まれた地域
鬼鹿	二	留萌郡鬼鹿村	水準拠標を中心として半径千メートルの円内の海面	東埋立護岸の延長線、地方費道、千松川右岸線及び水際線により囲まれた地域
美国	二	美国郡美国町	北防波堤基部を中心として半径千メートルの円内の海面	防砂堤及び同基部から南防波堤の延長五十メートルの地点まで引いた線、同地点から北に引いた線、崖下線及び北防波堤並びに水際線により囲まれた地域
美谷	一	瀬棚郡瀬棚町字美谷	隧道南口から準地方費道に沿い南百二十メートルの地点を中心として半径二百三十メートルの円内の海面	隧道南口から崖下線に沿い西に北防波堤まで引いた線、準地方費道に沿い南に二百四十五メートルの地点まで引いた線、同地点から西南西に引いた線及び水際線により囲まれた地域
幌武意	一	美国郡美国町大字幌武意村	船揚場南端を中心として半径百五十メートルの円内の海面	船揚場南側護岸の延長線と崖下線の交わる地点から崖下線に沿い南に百五十メートル、北に百三十メートルの地点まで引いた線、両線端から東に引いた線及び水際線により囲まれた地域
礼受	一	留萌市礼受町	水準拠標を中心として半径三百メートルの円内の海面	東、西両埋立護岸の延長線と準地方費道及び水際線により囲まれた地域
東栄	一	浦河郡荻伏村字東栄	北突堤基部を中心として半径二百メートルの円内の海面	北突堤を二十メートルの地点まで延長した線、同地点から東に崖下まで至る線及びその交わる地点から崖下線に沿い東に百二十メートルの地点まで引いた線、同地点と南防波堤基部を結んだ線並びに水際線により囲まれた地域
鷲別	一	幌別郡幌別村字鷲別	防波堤基部を中心として半径二百メートルの円内の海面	防波堤基部から擁壁基部までを崖下線に沿い結んだ線及び水際線により囲まれた地域
沢木	一	紋別郡雄武町字沢木	水準拠標を中心として半径千メートルの円内の海面	南北両防波堤の延長線及び崖下線並びに水際線により囲まれた地域
釜谷	一	亀田郡戸井村字釜谷	東防波堤基部を中心として半径二百五十メートルの円内の海面	東埋立護岸の延長線及び同線が地方費道と交わる地点から地方費道に沿い北西に二百メートルの地点まで引いた線及び同地点から西に引いた線並びに水際線により囲まれた地域
原口	一	松前郡大島村字原口	南防波堤基部を中心として半径二百メートルの円内の海面	南防波堤の延長線と崖下線の交わる地点から崖下線に沿い北に百メートル、南に百二十メートルの地点まで引いた線及び両端から西に引いた線並びに水際線により囲まれた地域
木直	一	茅部郡尾札部村字木直	東防波堤基部を中心として半径三百メートルの円内の海面	東埋立護岸及び同基部から準地方費道に沿い西に二百七十メートルの地点まで引いた線及び同端から北東に引いた線並びに水際線により囲まれた地域
上磯	一	上磯郡上磯町	西導水堤基部を中心として半径六百メートルの円内の海面	西導水堤基部を中心として半径三百六十メートルの円内の地域
茂草	一	松前郡小島村字茂草	島堤曲部を中心として半径二百メートルの円内の海面	南埋立護岸基部から村道に沿い北に百五十メートルの地点まで引いた線、同端から西に引いた線及び水際線により囲まれた地域
石崎	一	檜山郡上ノ国村字石崎	ラヌタツペ岬から北に二千五百メートルの地点まで引いた線、同点から正東に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	埋立護岸の延長線及び同線と崖下線の交わる地点から物揚場北端に至る崖下線並びに水際線により囲まれた地域
当別	一	上磯郡茂別村字当別	仮防波堤基部を中心として半径百八十メートルの円内の海面	東埋立護岸及び同基部から地方費道に沿い西に三百五十メートルの地点まで引いた線及び同地点から北に引いた線並びに水際線により囲まれた地域
関内	一	檜山郡熊石村字関内	関内橋西端から地方費道に沿い西に百五十メートルの地点を中心として半径百三十メートルの円内の海面	関内橋西端から地方費道に沿い西に百二十メートルと二百四十メートルまでの地点からおのおの南に引いた線及び水際線により囲まれた地域
祝津	一	小樽市北祝津町	西防波堤基部を中心として半径四百メートルの円内の海面	西防波堤の延長線及び同線と市道との交わる地点から同市道に沿い北に三百メートルの地点まで引いた線、同地点から東に引いた線及び水際線により囲まれた地域
春立	一	静内郡静内町字春立	水準拠標を中心として半径千メートルの円内の海面	南埋立護岸の延長線、地方費道、ラシユツペ川左岸線及び水際線により囲まれた地域
忍路	一	忍路郡塩谷村字忍路	兜岬からポロマイ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	神社通を延長した線及び同線と崖下線との交わる地点から崖下線に沿い臨海実験所石垣護岸の西端までを結んだ線並びに水際線により囲まれた地域
日司	一	積丹郡入舸村字日司	南防波堤基部を中心として半径二百メートルの円内の海面	北側護岸の延長線及び同線と準地方費道の交わる地点から同準地方費道に沿い南に三百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から北に引いた線及び水際線により囲まれた地域
西稚内	一	稚内市西稚内	測量原点石標を中心として半径三百五十メートルの円内の海面	測量原点石標から村道に沿い北に百九十メートルの地点まで引いた線、両地点から西に引いた線及び水際線により囲まれた地域
青森				
八戸	三	八戸市	鮫町字日の出町十八番地南端から内港西防波堤基部までの見透線上の物揚場護岸端から海上八十メートルの地点まで引いた線及び同地点から内港北防波堤の突端までを結んだ線、同地点から蕪島埋立地北端までを結んだ線により囲まれた海面及び新井田川最下流鉄道橋、新井田川河口右岸護岸法線の延長線により囲まれた河川水面並びに新井田川河口右岸護岸法線の延長線、土地区画整備四号線北側境界線と同三号線東側境界線の交わる地点から同線の北方延長線九十八メートルの地点にて四号線に平行に引いた線及び同地点から日東化学八戸工場専用岸壁東端まで引いた線並びに陸岸により囲まれ海面	鮫町字日の出町十八番地南端から物揚場護岸に直角に引いた線、蕪島臨時港道路により囲まれた地域及び蕪島埋立地並びに新井田川左岸、旧馬淵川右岸、水際線、土地区劃整理四号北側境界線及び同延長により囲まれた地域
岩手				
釜石	三	釜石市	北桟橋及び同桟橋先端、北防波堤基部から二百十度百三十メートルの地点、小細崎を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	大字釜石第一地割三百六番地から五百十二番地まで、第二地割三百十二番地、六十六番地の十二、六十七番地の一から百四十一番地の十三までの各番地
山田	三	下閉伊郡山田町	伝作鼻から小島東端まで引いた線、小島東端から熊ケ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関口川河口から四百メートル上流までの河川水面（但し、大沢港水域を除く。）	山田町字飯岡第一地割、第三地割、第四地割、第十地割から第十四地割まで及び山田町字山田第一地割、第四地割、第五地割、第六地割、第八地割
小浜	一	下閉伊郡小本村字小浜	小本村小浜崎から龍口崎先端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	小本村字小浜第八地割、字大牛内六十五番地
宮城				
塩釜	三	塩釜市	魚市場岸壁西端から岸壁沿いに延長二百八十五メートルの間の前面幅五十メートル以内の海面及び東北ドツク東側境界線を海面に百五十メートル延長した地点から馬放島西方突端を経て都島東方突端までを結んだ線、同地点から岩井島北側突端を見透した線並びに郡界線により囲まれた海面	魚市場岸壁西端から岸壁沿いに延長二百八十五メートルの間の後方魚市場用地一帯及び都島から岩井島までを結んだ線、郡界線、県道仙台石巻線、東北ドツク東側境界線の延長線並びに水際線により囲まれた地域
神奈川				
三崎	三	三浦郡三崎町	初声村三崎町の境界線と水際線の交わる地点から二百七十度二千百メートルの地点を経て居島西端までを結んだ線、同西端から城ケ島灘ケ崎西端までを結んだ線、三崎町、南下浦町の境界線と水際線の交わる地点から城ケ島安房崎東端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	三崎町大字諸磯千八百九十一から千九百二番地まで、二町谷三千八百六の四、五番地、西浜四十七番地から四十九番地まで、宮城五十二番地から百五番地まで、花暮百四十一番地から百八十三番地まで、仲崎百五十番地から百六十六番地まで、百七十三番地から二百二十八番地まで、諏訪の上二千五百九十番地、何ケ崎二千二百十二番地から二千四百四十六番地まで、二千四百五十一番地、通り矢一番地から十八番地まで、二十六番地から四十八番地まで、七十四番地から九十三番地まで及び城ケ島六百七十番地、六百六十八番地並びに水域内の水際線に接する官有砂地一帯及び同番地内の道路
福浦	二	足柄下郡福浦村	吉浜町福浦村の境界線及び水際線の交わる地点から百四十度二百メートルの地点、同地点から百十九度百七十四メートルの地点、同地点から九十一度三十分三百六十五メートルの地点、同地点から四十八度三十分に引いた線及び前記各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	福浦村百八十二番地の二、百八十二番地のイ、四百三十一番地、四百三十番地のロ、四百三十七番地、四百八十九番、百十四番地、百九番地の三、百九番地の二、百九番地の四、四百九十五番地、四百九十六番地、四百九十七番地、四百八十九番地、四百九十一番地、四百九十二番地、四百九十三番地、四百九十四番地、十二番地のロ、十六番地のイ、十七番地、十八番地、二十番地のハ、十九番地、二十番地のイ、二十八番地、二十番地のロ、二十二番地、二十四番地、二十一番地、二十二番地、二十六番地、二十七番地、二十五番地及び四百八十六番地の南東端から三百三番地北端に至る道路並びに水域内の水際線に接する官有砂地一帯
江の浦	一	足柄下郡片浦村	片浦村大字江の浦字松崎三百七十三番地南東端から七十五度二百メートルの地点まで引いた線、江の浦字南屋戸百十三番地先根崎南端から百九度二百メートルの地点まで引いた線、両線端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	片浦村大字江の浦字松崎百八十八番地の一東端から百十番地のロ号の南端に至る間の海岸道路（道路を含む。）、百十番地のロ号南端から根の崎南端までを結んだ線、水際線により囲まれた地域及び三百七十三番地、百九十番地
茅ケ崎	一	茅ケ崎市	茅ケ崎字海岸地先海面の平島本島の中心点から百八十度百メートルの地点から二百七十度二百メートルの地点及び九十度、百五十メートルの地点まで引いた線の両端から各々零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	茅ケ崎字海岸一万二千九百八十六番地の一、二、三、四、五、六、十一、十三、三十一、三十三、三十六、三十七、三十八及び同一万二千九百八十七番地の一、三、五、六、九、十一、十九、二十、二十一及び同一万二千九百八十八番地の各番地並びに水域内の島嶼と水域の水際線に接する官有地一帯
佐島	一	横須賀市佐島	前田川の左岸と水際線の交わる地点から百八十五度二千百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十二度千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域内の水際線に接する官有砂地一帯及び大字佐島四百九十八番地、五百一番地、百五十番地、千四百五十六番地（同地域内の海岸道路を除く。）
片瀬	一	藤沢市片瀬	片瀬橋下流左岸親柱から百九十四度千五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百八十四度二百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から十四度七百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四度五十メートルの地点まで引いた線、同地点から十四度二百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から上記親柱までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	片瀬橋下流左岸親柱から百九十四度千五十メートルの地点まで引いた線、同地点から二百八十四度二百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から十四度七百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から百四度五十メートルの地点まで引いた線、同地点から十四度二百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から上記親柱までを結んだ線及び水際線により囲まれた地域
大阪				
佐野	二	泉南郡佐野町	中突堤基部を中心として半径九百メートルの円内の海面のうち佐野川左岸突堤基部から三百三十度に引いた線以西の海面	中庄三角点（標高三十二・三メートル）から三百四十度千五百八十メートルの[illegible]順次結んだ線及び西部水域境界線の延長により囲まれた地域
堺（出島）	二	堺市	西防波堤基部を中心として半径六百五十メートルの円内の海面のうち堺市龍神三角点（標高一・六メートル）から二百二十三度千六十メートルの点から三百度に引いた線以北の海面	龍神三角点（標高一・六メートル）から二百四十四度四百メートルの地点と二百二十度千六十メートルの地点との間の国道十六号線（道路を含まず。）及び水域線の延長線並びに水際線により囲まれた地域

岸和田	二	岸和田市	春木川左岸突端を中心として半径六百メートルの円弧及び岸和田港港域境界円弧により囲まれた海面並びに春木川左岸突端から二百メートルまで上流の河川水面	国道十六号線水準点（標高四・五二メートル）から正北七百四十メートルの地点及び同地点から二百五十度四百メートルの地点並びに水域限界円弧により囲まれた地域
岡田	一	泉南郡西信達村	樫井川左岸突堤基部を中心として半径千メートルの円内の海面のうち中心点から二百七十度に引いた線以南の海面及び塩漬川右岸突端から上流八十メートルまでの河川水面	船岡山三角点（標高一十五メートル）から二百七十六度二千百メートルの地点から二百十度二百二十五メートルの地点まで引いた線、同地点から百三十八度百十メートルの地点まで引いた線、同地点から百七十二度百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百度百十五メートルの地点まで引いた線及び同地点と船岡山三角点から二百五十四度二千五百メートル地点を結んだ線、同地点から水域線と水際線の交わる地点まで引いた線並びに水際線により囲まれた地域
淡輪	一	泉南郡淡輪村	西防波堤基部を中心として半径三百七十メートルの円内の海面のうち番川右岸突端から正北に引いた線以東の海面	番川右岸突端から水域境界線を延長した線、飯盛山三角点（標高三百八十四・三メートル）から三百五十四度三千九百四十メートルの地点と、同地点から三百七十メートル西防波堤基部（飯盛山三角点より三百四十八度三千九百メートル）から三十メートルの地点と、その地点から二百四十六度八十五メートルの地点を結んだ道路の陸側線及び水際線により囲まれた地域

山口

下関	三	下関市	根獄鼻を中心として半径千メートルの円弧及び関彦橋東側線により囲まれた海面	太郎ヶ瀬鼻突端から小門四千三百十番地の三西端に至る間の水際線から幅十五メートル以内の地域及び同番地同地点から小門九番地の一北端を経て関彦橋に至る県道、市道と水際線により囲まれた地域並びに関彦橋と同橋北東端から下関駅北側ガード西端までの鉄道用地堺線、伊崎五十三番地の四北端まで市道、伊崎五十三番地の二南端までと同番地から北西の方向に折れる市道（八十九号線）沿いの旧軍道筋ヶ浜に通ずる道路（道路を含む。）及び水際線により囲まれた地域
仙崎	三	大津郡仙崎町	仙崎町三隅町の境界水際点から千貫瀬鼻突端を経て仙崎町字大日比二千百五番地東端までを結んだ線、字後原千八百五十二番地の二南端から青海防波堤突端までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	仙崎町三隅町境界線、山陰線（鉄道を含まず。）、字小浜四千百三十四番地の八から百四十番地の二に至る間の町道、県道（小浜線）、字後原千八百五十二番地の二北端までの町道及び水際線により囲まれた地域（日本冷蔵株式会社仙崎工場敷地を含み、道路を含まず。）並びに青海防波堤基部から字大日比二千百五番地東端までの間の水際線から幅五十メートル以内の地域
萩	三	萩市	狐島五千四百九十九番地から松ヶ鼻を見透した線及び浜崎防波堤の延長線並びに陸岸により囲まれた海面	浜崎町字菊ヶ浜百三十九番地先から字浜崎七十七番地先、浜崎浦百二十一の二番地先、土原字弘法寺六百十二の九番地先を経て歴島橋までを結んだ線及び歴島橋から県道田万崎萩線を通り椿東字長添四千四百九十四の一番地先、椿東字後小畑五千六百四番地先を経て狐島の水際線に沿い狐島五千四百九十九番地先までを結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びに鶴江台全域
床波	二	宇部市大字西岐波字床波	床波荒人神社前の鳥居の東柱を中心として半径千五百メートルの円内の海面	吉田崎西岸突端から住吉橋を経て黒崎突端に至る間の沿岸道路及び水際線により囲まれた地域
須佐	二	阿武郡須佐町	須佐町立千島から天神島三角点を経て金蘭崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに須佐川港橋から下流の河川水面	須佐町蝗第八百六十八番地北端から第八百三十八の一番地北端まで引いた線及び同番地西側線とその南端から第八百三十一の一番地まで引いた線及び海岸道路、県道、津田川、津田川から須佐町第四千九百十四の三番地に至る道路により囲まれた地域及び漁船修理鉄工所敷地
柳井	二	玖珂郡柳井町大字柳井字西港	熊毛郡伊保庄村黒島鼻から柳井町大字柳井字宮本塩浜第一千五百七十八の一番地東端まで引いた線により囲まれた海面及び土穂石川の県道阿月線から下流の河川水面及び柳井川の柳井橋から下流の河川水面	柳井町大字柳井字宮本開作西の割第千七百の二番地東端から同字第六百九十七の四番地東端まで引いた線及び産業道路と黒島岬に至る県道及び黒島岬から百八十度に引いた線により囲まれた地域
下関北浦	二	下関市安岡町彦島	新免川左岸先端から来留見瀬西端まで引いた線及び同地点から三百四十度に引いた線及北綽ら十八度線により囲まれた海面及び反田川最下流道路橋から下流の河川水面	安岡町村崎鼻突端からの旧県道及び県道小串下関線及び安岡駅前から海岸に下る道路とにより囲まれた地域
矢玉	二	豊浦郡神玉村大字矢玉	神玉村大字矢玉惣崎鼻から二百二十五度百メートルの地点まで引いた線及び八幡宮下から二百度二百三十メートルの地点まで引いた線並びに両線の先端を結んだ線により囲まれた海面及び矢玉橋から下流の河川水面	神玉村大字矢玉字八幡宮下二番地から同七番地に至る山際線、同番地から四十五度に引いた線により囲まれた地域及び八幡宮下七番地から矢玉橋に至る護岸敷地並びに矢玉橋から惣崎鼻に至る県道により囲まれた地域
川棚	一	豊浦郡川棚村	川棚村大字松谷字四ノ浜二千四百四十二番地東端から男島の東端まで引いた線及び平瀬から沖の防波堤に平行に引いた線により囲まれた海面並びに川棚川の松谷橋から下流の河川水面	平瀬北端から松谷八千二百二十八番地南端に引いた線及び同地点から川棚川松谷橋西端まで引いた線並びに同東端から四の浜第二千四百四十二番地東端まで引いた線により囲まれた地域

上関	一	熊毛郡上関村大字長島	上関村字鍋島東端から殿後第百四十八番地東端まで引いた線により囲まれた海面、上関村字塩から千三百四の一番地を経て字卯の瀬第千六百二十七番地まで結んだ線内の海面並びに上関村字先浦第二千四百五番地から字殿後の方向百メートルの沖合から字前浦第二千七十四番地を結ぶ線により囲まれた海面、字西浦第四千八百五十四番地から零度百メートルの地点まで引いた線及び同点から高松千百十六番地まで引いた線により囲まれた海面、字奈古屋第千六百三十九番地北端から字塩屋第四千七百九十九番地東端まで引いた線内の海面及び字船隠第四千三百六十二の一番地北端から奈古屋千六百三十七番地東端まで引いた線内の海面	上関村字長島一番地から字殿後百四十八番地に至る道路により囲まれた地域（道路及び漁業協同組合を含む。）及び字鍋島及び上関浦を除く水域に接する水際線から幅百メートルの地域
佐賀	一	熊毛郡佐賀村	佐賀村地内字阿多田第三千六百六十八番地東端から佐賀村佐合島地内字小柏戸第三百六十二番地北端まで引いた線及び佐賀村佐合島地内字松葉第五十五番地東端から佐賀村地内字唐釜第二番地南端まで引いた線により囲まれた海面	佐賀村字阿多田第三千六百六十八番地東端から佐賀村字戸浜第三千六百十八番地東端まで引いた線及び佐賀村字唐釜第二番地南端に至る県道により囲まれた地域及び佐賀村佐合島字小柏戸第三百六十二番地北端から字島前田第十六番地の西端まで引いた線及び字松葉第五十五番地東端まで引いた線により囲まれた東側地域
奈古	一	阿武郡奈古町	黒山鼻第二千五百八十七番地西端から女鹿島西端まで引いた線及び同地点から土崎の突端まで引いた線及び同地点からビシャゴ瀬（西端）まで引いた線により囲まれた海面及び遠岳第百四十四番地西端から野島西端及び北端を経て長磯第二百二十六番地北端まで引いた線により囲まれた海面	黒山鼻第二千五百八十七番地西端から奈古第二千八百四十六番地まで国有鉄道山陰線及び町道天津線第五千百六十一番地までの町道土筒線を同番地西端から筒尾崎の先端まで引いた線により囲まれた地域及び遠岳第百四十四番地西端から鶴島第一千二百十七の一番地西端まで引いた線及び同番地から長磯第二百二十六番地に至る国有鉄道山陰線により囲まれた地域
川尻	四	大津郡向津具村字川尻	向津具村字川尻息岬夫婦岩南端から龍神山北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	向津具村字川尻息岬夫婦岩から共同井戸、共同貯水池、法泉寺、西端、川尻第七百二十番地の四の西端、川尻第六十九番地の西側、川尻第三十番地の東端、川尻第十七番地の五の東端を経て龍神山西端及び龍神山北端までを結んだ線により囲まれた地域

福岡

大島	二	宗像郡大島村	大島村字加代鼻から百七十度に引いた線及び阿曽根鼻から八十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	大島村字大岸千八百七十九番地から大島村西区堂ノ前東区に通ずる水際線から十五メートルの道路に至る間の地域
加布里	二	糸島郡前原町、深江村、小富士村、福吉村	小富士村立石崎突端から深江村大崎突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雷山川、長野川合流点左岸から北に引いた線から下流の河川水面	前原町大字加布里と一貴山村浜窪の境から県道福岡唐津線に沿い東に県道新加布里芥屋線分岐点、前原町大字千早新田地内弁天橋南端に至る線及び水際線により囲まれた地域
沖端	二	山門郡西宮永村字長栄開	沖端村大字筑紫橋橋畔下地点から沖端川河口西宮永村長栄開堤防基部より北方に昭代村河岸までの二千九百メートルの沖端川に属する水面	三明橋から上流八百五十メートル、下流千五百メートルの沖端川の両岸水際線から幅五メートル以内の地域
宇島	一	築上郡八屋町大字宇島	八屋町大字宇島字宝来町地先東防波堤基部を中心として半径五百メートルの円内の海面及び河川水面	水域に接する字宝来町字千代町、若町に達する東防波堤基部と西防波堤先端部南端を結んだ線に並行した水際線から幅四十メートル以内の地域
柏原	一	遠賀郡芦屋町大字柏原	芦屋町大字山鹿字魚見千百八十二番地から洞山の突端を見とおした線、洞山の突端から狩尾崎突端を見とおした線、狩尾崎突端から芦屋町字山鹿参り口千十一番地までを見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	芦屋町大字山鹿字魚見千百八十二番地から字柏原千百四十八番地までを結んだ線、同千百四十八番地から千七十番地までを結んだ線、千七十番地から字参り口千十一番地までを結んだ線、字参り口千十一番地から百五度の線により囲まれた地域
沓尾	一	京都郡今元村大字沓尾	今元村大字沓尾字沖の浦二百七十三番地、同字崩二百七十四番地の境界線と水際線の交わる地点を中心として半径六百五十メートルの円内の海面及び祓川沓尾橋から下流の河川水面	今元村大字今井字文久六百七十番地及び同村大字沓尾字沖の浦二百七十三番地東側筆境より同百九十九の二番地西側筆境（沓尾漁業協同組合用地）に至る水際線から幅二十メートル以内の地域
奈多	一	糟屋郡和白村大字奈多	和白村大字三苫字前黒山起点甲（奈多新宮漁業権境）から地先水際線に沿い千六十メートルの地点大字奈多字コノシロ網百三十三番地の二地先防波堤の基部から同水際線に沿い同方向四百十五メートルの地点を中心として半径五百メートルの円内の海面	和白村大字奈多字コノシロ網千二百十八番地の二から村道に沿い千百九十二番地まで及び千二百二十四番地、千二百四十三番地、千二百三十三番地、千二百三十四番地、千二百四十五番地の地域
志賀島	一	糟屋郡志賀島村	志賀島村大字志賀島字馬場七百三十六番地、内海中央桟橋の基部を中心として半径八百メートルの円内の海面のうち博多港域を除いた海面	志賀島村大字志賀島満切と、同字勝山八百七十一番地から県道勝馬新宮停車場線、同線と村道弘志賀島線との交わる地点から同村道に沿い同字西山に至る線及び水域円弧の延長線並びに水際線により囲まれた地域
玄界	一	糸島郡北崎村大字玄界島	北崎村大字玄界島字浜の上二十一番地地先防波堤基部を中心として半径三百メートルの円内の海面	北崎村大字玄界島字寄木二百二十番地から字浜の上を経て字神の後七百三十一番地に至る水際線から幅二十メートル以内の地域
新宮	一	糟屋郡新宮村	新宮村大字新宮字舟付湊四百三十六番地先防波堤基部を中心として半径千メートルの円内の海面	新宮村大字湊字山ノ中五百四十八番地から同大字湊字屋敷三百四番地まで及び同大字湊字向中地四番地から大字新宮字北の口一番地までの水際線から幅二十メートル以内の地域
沖の島	四	宗像郡大島村大字沖の島	東防波堤基部を中心として半径五百メートルの円内の海面	東防波堤基部を中心として半径五百メートルの円内の水際線から幅二十メートル以内の地域

◉通商産業省告示第二百五十四号

電気用品取締規則（昭和十年逓信省令第三十号）第三條により、次のように電気用品の型式を承認する。

昭和二十六年十月十七日　通商産業大臣　高橋龍太郎

型式承認番号	主たる営業所の所在地	氏名または名称	電気用品名	型式
▽第八―五〇一号	川口市仲町二の三一七一	共栄電気工業所 岡村忠厚	電気アイロン	一〇〇ボルト、二五〇ワット、四ポンド、鉄鋳物カバー、アルミニューム鋳物木板組合せ架台附属
▽第八―五〇二号	〃	〃	〃	一〇〇ボルト、三〇〇ワット、五ポンド、鉄鋳物カバー、アルミニューム鋳物木板組合せ架台附属
▽第八―五〇五号	川口市仲町一の二九六四	ウララ電器製作所 李 兼玉	〃	〃
▽第八―五〇六号	〃	〃	〃	一〇〇ボルト、二五〇ワット、四ポンド、鉄鋳物カバー、アルミニューム鋳物木板組合せ架台附属
▽第八―五〇七号	川口市南町二七八	株式会社三信電器製作所	〃	〃
▽第八―五〇九号	東京都大田区馬込町東二の一〇八一	久住電機製作所 久住晴夫	電気七輪	一〇〇ボルト、一、二〇〇ワット、鉄板枠、スイッチ付、角型
▽第八―五一〇号	東京都品川区大井伊藤町五八一九	マサゴラジオ 真砂 博	〃	一〇〇ボルト、六〇〇ワット、アルミニューム鋳物枠、角型
▽第八―五一一号	東京都千代田区丸ノ内二の二の一	三菱電機株式会社	電気アイロン	Ｉ一六型、一〇〇ボルト、二七〇ワット、二キログラム、鉄板カバー、アルミニューム板木板組合せ架台附属、鋼管アルミナ絶縁発熱体
▽第八―五一三号	岡山市大供二〇一	有限会社長壽電熱器製作所	電気七輪	一〇〇ボルト、六〇〇ワット、反射型
▽第八―五一四号	大阪市北河内郡門真町大字門真一〇〇六	松下電器産業株式会社	〃	一〇〇ボルト、六〇〇ワット、角型、鉄板枠
▽第八―五一五号	〃	〃	電気アイロン	一〇〇ボルト、二五〇ワット、四ポンド、鉄板カバー、鉄板ベース軽合金板木板組合せ傾斜架台付
▽第八―五一六号	東京都港区赤坂霊南坂町一〇	アオー研究室 栗生霊導	電気七輪	角型、一〇〇ボルト、六〇〇ワット、硅藻土熱盤、アルミニューム合金板枠
▽第八―五二二号	東京都中野区野方町二の一二六二	三和電気工業所 石井 傑	電気裁縫	標準型、一〇〇ボルト、八〇ワット、スイッチ付、鉄線木板組合せ架台附属
▽第八―五二三号	〃	〃	電気アイロン	標準型、一〇〇ボルト、二五〇ワット、四ポンド、鉄鋳物カバー、鉄板木板組合せ架台附属
▽第八―五二四号	東京都台東区西町一二	株式会社石崎電機製作所	電気裁縫	一〇〇ボルト、六〇ワット、スイッチ付、鉄板木板組合せ架台附属
▽第八―五二六号	東京都墨田区亀沢町二の一九	千代田産業株式会社	電気アイロン	一〇〇ボルト、二八〇ワット、四ポンド、鉄鋳物カバー、アルミニューム石綿組合せ架台附属
▽第八―五二七号	東京都荒川区日暮里町二の三二	島岡工業株式会社	電気七輪	ＯＰ型、一〇〇ボルト、六〇〇ワット、鉄板枠、角型
▽第八―五二八号	東京都台東区仲御徒町二の五	高石電熱株式会社	〃	一〇〇ボルト、二〇〇ワット、アルミニューム鋳物枠、角型、切換スイッチ付
▽第八―五二九号	東京都荒川区日暮里町二の三二	島岡工業株式会社	電気足温器	一〇〇ボルト、八〇ワット、スイッチ付、アルミニューム鋳物外かく
▽第八―五三〇号	〃	〃	電気裁縫鏝	ＲＢ型、一〇〇ボルト、八〇ワット、スイッチ付、鉄線木板組合せ架台附属
▽第八―五三一号	東京都千代田区錦町三の四	日本公信社 竹村鉱二	電気七輪	一〇〇ボルト、六〇〇ワット、アルミニューム鋳物枠、丸型
▽第八―五三二号	大阪市港区市岡元町五の五	株式会社桃谷順天館	電気アイロン	一〇〇ボルト、二五〇ワット、四ポンド、鉄板カバー、アルミニューム鋳物木板組合せ架台附属
▽第八―五三三号	東京都港区芝新橋四の四六	三協電機工業株式会社	電気七輪	二バーナー卓上型、一〇〇ボルト、一、二〇〇ワット（六〇〇ワット二連）、スイッチ付、鉄板外かく
▽第八―五三四号	大阪市北河内郡真門町大字真門一〇〇六	松下電器産業株式会社	電気アイロン	一〇〇ボルト、五〇〇ワット、五ポンド、恒温器付、鉄板カバー、自立型
▽第八―五三六号	東京都荒川区日暮里町二の三二	島岡工業株式会社	〃	ＨＯ型、一〇〇ボルト、三〇〇ワット、四ポンド、鉄鋳物カバー、鉄板木板組合せ架台附属
▽第八―五三七号	大阪府北河内郡門真町大字門真一〇〇六	松下電器産業株式会社	〃	ナショナル節電型、一〇〇ボルト、一五〇ワット、三ポンド、鉄板カバー、アルミニューム鋳物架台附属
▽第八―五三八号	〃	〃	電気裁縫鏝	ナショナル、一〇〇ボルト、八〇ワット、鉄板木板組合せ架台附属、スイッチ付
▽第八―五三九号	東京都千代田区有楽町一の三	東光電気株式会社	〃	一〇〇ボルト、六〇〇ワット、鉄板外かく、角型
▽第八―五四〇号	東京都品川区大井寺下町一四二三	昭立製作所 山村 留	〃	一〇〇ボルト、六〇〇ワット、鉄鋳物枠、木板台、丸型
▽第八―五四三号	東京都品川区大井水神町二〇二五	株式会社桂製作所	毛髪乾燥器	スタンド型、一〇〇ボルト、八五〇ワット
▽第八―五四四号	東京都千代田区神田駿河台四の二	千代田電工株式会社	電気トースター	一〇〇ボルト、五〇〇ワット、鉄板カバー、両蓋型
▽第九―二八六号	東京都台東区浅草北松山町五三	株式会社下村電友舎製作所	反撥起動誘導電動機	ＲＳ型、〇・七五キロワット（一馬力）、二〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、防滴型
▽第九―二九〇号	東京都中央区銀座二の二	新中央工業株式会社	〃	〇・七五キロワット（一馬力）、一〇〇、二〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、半密閉型
▽第九―二九一号	東京都台東区浅草北松山五三	株式会社下村電友舎製作所	〃	ＤＲＩ型、〇・二キロワット（¼馬力）、一〇〇、二〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極
▽第九―二九二号	東京都品川区北品川四の五五〇	株式会社電機商工所	〃	全閉外被、通風防滴型、一〇〇、二〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四〇〇ワット、（½馬力）、四極
▽第九―二九三号	東京都千代田区丸ノ内二の一二	株式会社日立製作所	扇風機	卓上用、三〇糎、三板羽根、一〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、モノサイクリック起動
▽第九―二九四号	東京都品川区東大崎二の二七六	株式会社明電社	反撥起動誘導電動機	Ｅ―ＫＮＲ、二〇〇ワット、一〇〇、二〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極
▽第九―二九五号	東京都千代田区丸ノ内二の一二	株式会社日立製作所	〃	ＩＦ―ＫＳ、二〇〇ワット（½馬力）、一〇〇、二〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、全閉外扇型
▽第九―二九六号	東京都中央区西八丁堀一の四	神鋼電機株式会社	整流子電動機	一五、五ワット、一〇〇ボルト、交直両用（交流五〇、六〇サイクル）、二極
▽第九―二九七号	〃	〃	扇風機	卓上用、三〇糎、三枚羽根、一〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、分相起動
▽第九―二九八号	東京都中央区槇町三の一〇	株式会社芝浦製作所	分相起動誘導電動機	ＳＫ型、三五ワット、一〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、開放型
▽第九―二九九号	東京都品川区東大崎二の二七六	株式会社明電社	扇風機	卓上用、三〇糎、三枚羽根、一〇〇ボルト、五〇、六〇サイクル、四極、モノサイクリック起動
▽第一〇―一五二号	兵庫県揖保郡石海村糸井二九一	富士精機株式会社	ネオン変圧器	三〇〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一五、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五三号	東京都品川区東品川五の二二	石岡電機株式会社	〃	八〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧三、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五四号	〃	〃	〃	一五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧六、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五五号	〃	〃	〃	三四〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一五、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五六号	〃	〃	〃	二三〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧九、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五七号	大阪市東淀川区元今里北通三の一四	大阪変圧器株式会社	〃	一〇〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧六、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五八号	〃	〃	〃	一八〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧六、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一五九号	〃	〃	〃	二八〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧九、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六〇号	〃	〃	〃	三三〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧九、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六一号	〃	〃	〃	二五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一二、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六二号	〃	〃	〃	二五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧九、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六三号	東京都大田区下丸子町一三四	理電工業株式会社	〃	九〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧三、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六四号	〃	〃	〃	一五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧六、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六五号	東京都品川区東品川五の二二	石岡電機株式会社	〃	三〇〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧一二、〇〇〇ボルト、五〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六六号	東京都大田区下丸子町一三四	理電工業株式会社	〃	八五ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧三、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六七号	〃	〃	〃	一五〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧三、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一〇―一六八号	〃	〃	〃	一三〇ボルトアンペア、一次電圧一〇〇ボルト、二次電圧六、〇〇〇ボルト、六〇サイクル、屋外用
▽第一一―二三四号	東京都品川区南品川三の七八	サン電気工業株式会社	電流制限器	ＢＣＬ型、単相、単極、単素子、一〇〇ボルト、二アンペア、六〇サイクル

昭26.10.17.　第7433号

◎運輸省告示第二百五十一号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十月十七日　運輸大臣　山崎　猛

自動車運送事業経営免許及び譲渡認可について

標記につき運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百三十一号

昭和二十六年八月三十日

運輸大臣　山崎　猛殿

運輸審議会会長　木村　隆規

答　申　書

自動車運送事業経営免許について

諮問にかかる自動車運送事業経営免許については、審議の結果次のように措置されることが適当であると認める。

番号	事業の種類	申請者	事業の区域又は区間	摘要
972	一般乗合旅客	道北乗合自動車株式会社	劔淵村—上士別村	劔淵村—和寒村として免許
973	〃	士別軌道株式会社	(1)士別村—劔淵村 (2)劔淵村—和寒村	免許 却下
1136	〃	道北乗合自動車株式会社	劔淵村淵原野—同	免許
1296	一般路線貨物	岩手貨物自動車株式会社	栗原郡萩野村—仙台市	〃
1280	一般区域貨物	丸和運輸株式会社発起人総代　馬場為次郎	滋賀県一円	〃

第百三十三号

昭和二十六年九月八日

運輸大臣　山崎　猛殿

運輸審議会会長　木村　隆規

答　申　書

自動車運送事業経営免許について

諮問にかかる自動車運送事業経営免許については、審議の結果次のように措置されることが適当であると認める。

番号	事業の種類	申請者	事業の区域又は区間	摘要
1334	一般乗合旅客	上田丸子電鉄株式会社	(1)中塩田村—西塩田村 (2)中塩田村—泉田村	却下 〃
1335	〃	千曲自動車株式会社	(1)川辺村—別所村 (2)中塩田村—西塩田村字手塚	川辺村—中塩田村として免許 免許
1400	〃	〃	(1)西塩田村手塚—別所村院内 (2)別所村一七二五—同村一八五三	〃 〃
1398	〃	上田丸子電鉄株式会社	(1)上田市常入—別所村西院内 (2)中塩田村下本郷—西塩田村手塚 (3)別所村一七二五—同村一八五三	〃 却下 免許
1399	〃	〃	(1)上田市常入—同市上田 (2)上田市上田—同	〃 〃

第百三十四号

昭和二十六年九月十五日

運輸大臣　山崎　猛殿

運輸審議会会長　木村　隆規

答　申　書

自動車運送事業譲渡認可について

昭和二十六年九月一日付自旅第一一五八号をもつて諮問にかかる左記自動車運送事業譲渡認可については、審議の結果認可されることが適当であると認める。

記

番号	種別	申請者	事業の区間
15	一般乗合旅客	譲渡人　帝産オート株式会社中国支社 譲受人　広島バス株式会社	1 広島市段原新町—同市出汐町 2 広島市段原新町—同市出汐町（日之出町経由） 3 広島市八丁堀 4 広島市天満町—同市己斐西本町 5 広島市革屋町—同市吉島町 6 広島市己斐西本町—同市宮津南町 7 広島市段原大畑町—同市西九軒町

◎運輸省告示第二百五十二号

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第二十八條の規定により、昭和二十六年十月十一日次の旅館を登録した。

昭和二十六年十月十七日　運輸大臣　山崎　猛

登録番号	旅館の名称	所在地
登録旅第二十四号	木暮旅館	群馬県北群馬郡伊香保町
登録旅第二十五号	若松	函館市

◎労働省告示第十九号

昭和二十四年労働省告示第十六号（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四條第一項第八号の規定により、労働大臣が定める職業の指定）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

昭和二十六年十月十七日　労働大臣　保利　茂

第四号の次に次の一号を加える。

五　家政婦

◎建設省告示第九百三十六号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十月十七日　建設大臣　野田　卯一

長野県

「要設備地」

北安曇郡

濁沢川

北小谷村字横手七四一五番地上流筆境を対岸に延長した線より字カトフド七八九六番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

白土沢

南小谷村大字中小谷字金山二一八二番地ノイ、字ノま二一六五番地の内官民地境界線より五米の区域。字金山二一八二番地ノイ上流筆境を対岸に延長した線より字上手前二一八八番地ノ一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

桐山沢

広津村大字宇留賀字神出一八〇七一番地、字家ノ下一七五五番地の内官民地境界線より五米の区域。字神出一八〇七〇番地上流筆境を対岸に延長した線より字神出一八〇七二番地ノ内字家ノ下一七五五三番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部。但し、道路敷は除く。

奥光沢

広津村大字栗本字上見屋敷一七三三二番地、字よし原一七四一五番地上流筆境を結んだ線より字よし原一七四一五番地、字上見屋敷一七三三二番地下流筆境を結んだ線に至る区間の官民地境界線より左右各岸四米の区域及び国有河川敷全部

下水内郡

湯ノ入川

柳原村大字富倉字向戸二八三五番地、字上倉中二五〇七番地、字下倉下二三二三番地、字船倉二一二七番地、二一二六番地ノ三、二一二八番地の内官民地境界線より一〇米の区域。字やせび二一三〇番地全筆。字向戸二七六五番地ノ一、字上倉中二五二三番地ノ一上流筆境を結んだ線より字やせび二一三一番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

清川

秋津村字長坂六三六〇、六三三九番地、字扇平三七七三ノロ、三七四六番地、字市ノ瀬一〇一九、一〇二〇番地、字松尾九〇五、九〇六、六七五番地、字非町一一一四番地、字町尻一三五八、一三五九番地、字北畑一二一一、一二二三番地の内官民地境界線より五米の区域。字長坂六三七〇番地ノロ、字扇平三八〇五番地上流筆境を結んだ線より字町尻一三六九番地、字北畑六八番地ノ四下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

上水内郡

濁沢

芋井村大字上ケ屋字京田一八八七番地ノロ、字二又二〇九九、二一〇〇、二一〇一番地ノイの内官民地境界線より五米の区域。字二又二〇九五番地、字京田一八九一番地上流筆境を結んだ線より字下京田一三七九番地、字二又二一一九番地ノイ下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

鍋石沢

芋井村字蒲田五〇〇番地ノロ、字鍋石七三八番地ノロの内官民地境界線より六米の区域。字蒲田五〇五番地ノイ、五五八番地上流筆境を結んだ線より字鍋石七四四ノロ、七二八番地ノロ下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

上々向沢

若槻村大字徳間字扇田一五〇、一五三、一五七、一四九番地ノイの内官民地境界線より八米の区域。字扇田一四九番地全筆。字扇田一五一番地上流筆境を対岸に延長した線より字扇田一四八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

谷沢

三水村大字芋川字日向七六九五、七五四三、七六二五、七六九二番地の内官民地境界線より八米の区域。字日向七六九四番地下流筆境を対岸に延長した線より字日向七六九七、七六九九番地上流筆境を結んだ線に至る区間及び字日向七六二九番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

細尾沢

津和村大字越道字田しろ一〇二七二、一〇二七〇番地、字宮ノ前九九一二番地ノハ、字宮ノ下一〇二六四、一〇二六五ノイ、一〇二六八、一〇二六九番地の内官民地境界線より五米の区域。字宮ノ前一〇二九九番地ノロ上流筆境を対岸に延長した線より字宮ノ下一〇二六九番地、字田しろ一〇二七〇番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

菅沼沢

津和村大字越道字大久保八一二五ノイ、八一二八番地、字向八二〇六番地の内官民地境界線より五米の区域。字大久保八一二〇番地、字向八二一八番地上流筆境を結んだ線より字大久保八一二九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

山秋沢

津和村大字越道字寺尾四二七四ノイ、四二七四ノロ、四二七四番地ノハ、字花水四四八一番地、字山秋四二五五、四二四六、四二四五ノイ、四二四五ノロ、四二四五ノハ、四五九九番地ノイ、字小在家四五九四ノイ、四五九七、四五九八番地の内官民地境界線より五米の区域。字寺尾四二七四番地ノハ上流筆境を対岸に延長した線より字山秋四六一二番地ノハ下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

大河沢

津和村大字山上條字笠子一六〇三ノイ、ロ、一五七一ノ一、一五七〇番地ノイの内官民地境界線より六米の区域。字大河下一六三九番地ノロ上流筆境を対岸に延長した線より字大河下一六〇一番地ノロ下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

匠沢

津和村字外平三三五四、三三五三、三三五二番地の内官民地境界線より五米の区域。字外平三三二七番地上流筆境を対岸に延長した線より字外平三三五九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の河川敷全部

矢沢

栄村大字住良木字青木中屋六九八番地、字青木西の山九四六六番地上流筆境を結んだ線より字青木西の山六九五番地、字青木中屋六七〇番地下流筆境を結んだ線に至る区間の官民地境界線より左右各岸五米の区域及び国有河川敷全部。但し、道路敷は除く。

更級郡

当信川

日原村大字橋木字上小島一九〇ノ一、一九〇ノ二、一九一乃至一九三番地、字廻〆三二〇番地ノロ以上全筆。字廻〆三二〇番地ノロ、字上小島一九三番地下流筆境を結んだ線より字上小島一八一番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

更級川

八幡村字池田七五七八番地ノ八全筆。字池田七五七八ロノ一、七五五七ノロ、七五五二番地イノ一、字上姫石七五二二番地ノニ、字欠下七五三九番地の内官民地境界線より六米の区域。字池田七五七四番地ノイ上流筆境を結んだ線より字欠下七五三八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部。但し、鉄道敷地は除く。

長野市

堀切沢

長野市大字長野字堀切北二三一二番地ノ一、字北横山三三三九ノ一、三三三八、二三一五番地ノロ以上全筆。大字三輪字横山一四四番地上流筆境を対岸に延長した線より大字長野字新引二二四〇番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

東筑摩郡

野原沢

生坂村大字下生坂字入山一〇四一二番地ノイ上流筆境及び下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

池沢

生坂村大字下生野字池沢ロ四二〇二番地、字大地三六七五番地ノロの内官民地境界線より五米の区域。字池沢ロ四二〇二番地上流筆境及び下流筆境を対岸に延長した線に至る区間及び字根峯三六〇三番地ノ六下流筆境を対岸に延長した線より字根峯三六〇五ノロ、四一七〇番地上流筆境を結んだ線に至る区間及び字大地三六七六番地ノ一下流筆境を対岸に延長した線より字大地三六七五番地ノイ上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

泥沢

生坂村大字小立野字泥沢一五九〇番地ノハ上流筆境及び下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

尾敷沢

中川手村字堂平四八五七番地、字明瀬山四九三〇、四九三一番地ノ三の内官民地境界線より六米の区域。字金沢四九〇九番地上流筆境を対岸に延長した線より字原一一五一番地ノロ、字大久保九四番地ノ二下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

苅谷沢

筑摩地村字山ロ二六三〇ノ二、二六三一ノ三番地、字苅谷沢二〇〇八、二〇二八ノ一、三九三六番地ノロ以上全筆。字苅谷沢三九四〇、三九三六イノ三、三九三七番地ノ一の内官民地境界線より八米の区域。字苅谷沢三九三六、三九三六番地ノ二上流筆境を結んだ線より字山ロ三三一九番地ノ四下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

唐沢川

筑摩地村字原海道イ三四二五番地ノ二、字上の原四〇五二、三〇九三、字五十林四〇三九ノイ、四〇三九番地ノロ、字上の山四〇一五番地、上伊那郡小野村字上の原一八〇六、一八二三番地の内官民地境界線より六米の区域。筑摩地村字上の山四〇一七番地上流筆境を対岸に延長した線より上伊那郡小野村字原海道一六六六番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

小県郡

湯川

川辺村大字神畑字河原田三〇八ノ二、三〇九番地、字部屋田三六三、三六四ノ一、三六四、三六六ノイ、三六五番地、字大西四〇八、四〇九、四一一、四一二、四三六番地、泉田村大字福田字下田一ノ一、一番地ノ三、字反町一九五、一九六番地ノイ、字迎湯川二八七ノ二、三〇一ノ二乃至三〇一番地ノ四の内官民地境界線より六米の区域。上流中塩田村界より川辺村大字神畑字新地河原二九四番地ノ二、字河原田三〇五番地ノ二下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部。中塩田村大字舞田字田中沖五一九番地、字宮入三九六、三九八番地の内官民地境界線より八米の区域。字金玉山一〇一四番地、字浦沖五五一番地上流筆境を結んだ線より字田中沖五一〇番地イノ二、字元屋敷三四六番地ノ一下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部。中塩田村大字舞田字上平沖一七五イノ一、一七四ノ一、一三七ノ一、一三七ノ三番地、字塩野入六三八ノ二、六三九、六四〇番地ノ一、大字八木沢字開戸田三三六ノ二、三三七番地ノ一、字田中二四四、二三五番地、字馬場四八九、五〇四、五〇六番地の内官民地境界線より八米の区域。大字八木沢字下峪八八〇番地ノロ上流筆境を対岸に延長した線より大字舞田字塩野入六二四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部。別所村字久下五二ノ四、五二ノ一、五二ノ二、六〇ノ三、五一ノ一、五〇ノ三、五一ノ四、五一番地ノ二、字東大湯一八三、一八四番地ノ一の内官民地境界線より八米の区域。字東町一七一七番地ノ一上流筆境を対岸に延長した線より字山王田四番地ノ五下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

尾根川

東塩田村大字富士山字下大吹一五七四番地、字下大郷四一二七番地、大字古安曾字下新井二四四〇、二四四一番地、字三文寺一〇八八番地、字三門寺三〇六一、三〇六二、三〇六九番地、字宿在家九三七、九三六ノ二、九三六番地ノ五、字一斗坂二番地、二軒在家八七六、八七八番地、字東神田六五〇番

地、字楠原三八ノイ、三七、三九、四一番地、字駒形下二四八、二五一、二五二ノイ、二五三番地ノロ、字森下四一六番地ノロの内官民地境界線より六米の区域。字飼馬口二六六番地ノイ、字馬籠二八〇番地ノ二以上全筆。字馬籠二八〇番地ノ二上流筆境を対岸に延長した線より昭和橋に至る区間の国有河川敷全部

駒瀬川

東塩田村大字下の郷字下雲雀乙一〇三九ノイ、乙一〇三九番地ノロ、字中雲雀乙一一三三ノ一、乙一一三三ノイ、乙一一三三番地ノロ、大字富士山字天神一一四二番地、字山田屋敷一四二一ノイ、一四一八ノロ、一四二〇番地、字太田一八〇六、一八〇七番地、字迎田二〇六五乃至二〇六七番地、字下刈又二七一二番地、字西前畑二六六二、二六六一ノ一、二六五六ノ一、二六五六番地ノ二、字下中田二五四番地ノロ、字南松尾二一七七番地、字馬場三四八一ノイ、三四八一ノロ、三四七八、三四七七番地、字上二ッ木三八〇五、三八〇六、三八〇七ノイ、三八〇七番地ノロ、字下矢口四九〇九ノ一、四九〇九番地ノロ、字中奈良尾四六七四ノイ、四六七四ノロ、四六七四ノハ、四六五八番地、字中野原四五九九ノ一、四五九七ノロノ一、四五九七ノロノ二、四五九七番地ノハ、字東奈良尾四七一九ノイ、四七一九ノロ、四七一七番地ノロの内官民地境界線より六米の区域。大字富士山字二ッ木峠四〇二七番地、字鳥居原四五五七番地上流筆境を結んだ線より尾根川合流点に至る区間の国有河川敷全部

南佐久郡

宮川

岸野村大字根岸字肬石二四九一番地ノ三、字大塩二七〇四ノ一、二七二五番地、字尾寄三一八九ノ一、三一八九番地ノ三、大字伴野字萩の前一九〇四番地、字宮川一一三六番地ノ一の内官民地境界線より六米の区域。大字根岸字鈴ヶ久保二六〇九番地上流筆境を対岸に延長した線より千曲川合流点に至る区間の国有河川敷全部

内山川

内山村字若水一八七三番地、字黒田八三番地以上全筆。字新田三〇三二、三〇三三、三〇三七番地、字相生西二八九四ノイ、二八九四ノロ、二八九三番地、字一本木二二九九、二二九五、二二九四番地、字東平一二九四ノ二、一二九三番地ノ二、字東平日影一二四一番地ノイ、字出入口八〇三、八〇一番地、字下大月七七六、七二〇番地、字根津古九〇〇、九〇一番地、字黒田二一六ノ三、八五、七三ノ二、二五番地の内官民地境界線より六米の区域。字舟ヶ窪一一番地、字ホウコバ一〇ノ八ノ一番地上流筆境を結んだ線より字中村三三五〇番地、字原三三三六番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

根津古沢

内山村字根津古九五五ノ一ノイ、九七七ノ一、九七六、九六一、九六二、九〇三、九八七番地の内官民地境界線より五米の区域。字根津古九三二番地ノ一地内標柱Aと九七七番地ノ一地内標柱Bを結んだ線より内山川合流点に至る区間の国有河川敷全部

大沼沢

内山村字大沼一三七番地ノ一全筆。一四〇番地イノ二ノ一地内標柱A、B、B′、A′を結んだ区域。一四七番地ノ三ノ一地内標柱C′、D′、D、Cを結んだ区域。一三五番地ノ三地内標柱G、F、F′、G′を結んだ区域及び一四七番地ノ三ノ一地内標柱H、I、J、K、L、Mを結んだ区域。一四三番地ノロの内官民地境界線より六米の区域。字大沼一四七番地ノ二上流筆境を対岸に延長した線より内山川合流点に至る区間の国有河川敷全部

柳沢沢

内山村字柳沢六七七番地ノ二全筆。字下大月六八四番地ノ八、字千ヶ淵六八四番地ノイ、字柳沢六七九、六七七ノ一、六七七ノ三、六七五ノ一、六七七番地ノ八、字柳沢六八〇番地地内標柱A、B、を結んだ線より字下大月六八六番地、字千ヶ淵一〇九九番地ノ一下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

武道沢

内山村字武道原一一一三番地ノイ上流筆境と字千ヶ淵一一三九番地ノロ地内標柱Cを結んだ線より内山川合流点に至る区間の官民地境界線より左右各岸六米の区域及び国有河川敷全部。但し、区域内の道路敷は除く。

花岡沢

内山村字花岡一七八九、一七八七、一六六八、一六六九ノイ、一七五四ノロ、一七五二、一六七二番地、字御所平一六八六番地イノ二以上全筆。字花岡一七九一番地の内官民地境界線より一八米の区域及び一六七一番地ロノ二、字若水一六八五番地ノイの内官民地境界線より四米の区域。字若水一六八七番地上流筆境を対岸に延長した線より内山川合流点に至る区間の国有河川敷全部

谷川

青沼村字水石二二六四番地ノ一、字蔦巣出口二六六二番地、字藤原出口二八五九番地ロノ二以上全筆。字狢窪二五七四番地、字山の前二七一三イノ二、二七一三イノ一、二七一五ノ一、二七一六番地ノ三、字牧平二九〇一ノロ、二九〇七ロノ一、二九〇七番地ロノ二、字上海戸一九〇五番地ノ一の内官民地境界線より五米の区域。字蔦巣出口二六六三、二六六四、二六五九番地、字大窪出口二七二二、二七一七番地の内官民地境界線より四米の区域及び字黒打出口二一二七番地、字前の窪二五八一番地ノイ、字前窪出口二六四三番地ノイの内官民地境界線より一〇米の区域。上流赤谷橋より字上海戸一九〇四番地ノ一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

北佐久郡

細小路川

春日村字沢田四三四六番地ノ二、字蔦石四〇一七番地ノ四、字岩下三九一六ノ三、三九一七ノ一、三九二〇ノ二、三九二五番地ノ三、字川原三八一九番地ノ二、字三明三五六〇ノ二、三五四五ノ一、三五四五ノ二、三五四五ノ三以上全筆。字一の瀬四〇七九、四〇七五、四〇七四番地、字蔵平四〇九三、四〇九六、四〇九七番地、字沢田四三四七番地ノ二、字蔦石四〇一七番地ノ一、四〇一七番地ノ二の内官民地境界線より一〇米の区域。字一の瀬四〇九〇番地ノロ、字小倉五二三六番地上流筆境を結んだ線より字三明三五二七ノ二、三五二七番地ノ四、字上沖四八五七番地ノハ下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

霧ヶ久保沢

春日村字霧ヶ久保四〇八四番地ノ一ノロ下流筆境より四〇六八番地ノ一、四〇五七番地ノ一下流筆境を結んだ線に至る区間の官民地境界線より左右各岸五米の区域及び国有河川敷全部

寺久保沢

春日村字寺久保四〇八六番地ノ一、四〇八六番地ノ三の内官民地境界線より五米の区域。字寺久保又四〇八六番地ノロ上流筆境を対岸に延長した線より字寺久保四〇八六ノ一、四〇八六番地ノ三下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

諏訪郡

福沢川

長地村字花田七四四四番地ノ一地内標柱A、A′、B、C、C′を結んだ区域及び字一ノ釜七三七一番地ノ一、字内山七九六三王ノ内、七九六三ノ三〇、七九六三番地ナンの内官民地境界線より四米の区域。字澁之湯七九四五イノ一、七九四五イノ三上流筆境を結んだ線より砥川合流点に至る区間の国有河川敷全部

「要行為禁止、制限地」

濁沢川

北安曇郡北小谷村字横手七四一五番地上流筆境より字カトフド七八九六番地下流筆境に至る区間官民地境界線より五米の区域

白土沢

北安曇郡南小谷村大字中小谷字金山二一八一番地のイ、字白土山二一七三番地のロ、上流起点標柱A、Bを結んだ線より字金山二一八二一番地内の標柱C、字ノま二一六五番地内の標柱Dを結んだ線内に至る区域。字下り瀬二一七九番地の一、字ノま二一六四番地上流筆境より字ワ出前二一八四番地、字上手前二一八八番地の一下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各五米の区域。但し、要設備地及び道路敷を除く。

桐山沢

北安曇郡広津村大字字留賀字神出一八〇六九の一、一八〇六九の二、一八〇七一、一八〇七二の内、一八〇七〇番地、字中ノ沢一七五六〇番地、字家の下一七五五三、一七五五四、一七五五五、一七五五七番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

奥光沢

北安曇郡広津村大字栗本字上見屋敷一七三二二番地、字よし原一七四一五番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

湯の入川

下水内郡柳原村大字富倉字上倉中二五二三番地全筆。字上倉中二五二三番地の一、字向戸二七六五番地の一上流筆境より字船倉二一一二番地の二、字やせび二一三一番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸一〇米の区域。但し、区域内の道路敷、宅地及び要設備地を除く。

清川

下水内郡秋津村字長坂六三七〇番地ノロ全筆。字長坂六三六九番地の二、字

扇平三八〇五番地上流筆境より字町尻一三六九番地、字北畑六八番地の四下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各九米の区域。但し、道路敷、宅地、鉄道敷地及び要設備地を除く。

濁沢

上水内郡芋井村大字上ケ屋字二叉二〇九五番地、字京田一八九一番地上流筆境より字下京田一三七九番地、字二叉二一一九番地のイ下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各一〇米の区域。但し、区域内の道路敷及び要設備地を除く。

鍋石沢

上水内郡芋井村字蒲田五〇五のイ、五五八番地上流筆境より字鍋石七二八のロ、七四四番地のロ下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各一五米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

土々向沢

上水内郡若槻村大字徳間字扇田一五二番地全筆。一五一、一五四、一五六、一四八、一七五番地以上官民地境界線より八米の区域

谷沢

上水内郡三水村大字芋川字日向七五四〇、七六九四番地下流筆境より字日向七六九七、七六九九番地上流筆境を結んだ線の区間及び七六二九、七六三〇番地上流筆境を結んだ線より本流に至る区間官民地境界線より左右各岸八米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

細尾沢

上水内郡津和村大字越道字向ノ沖一〇二九五番地、字田しろ一〇二七三、一〇二七〇番地、字宮の前九九一一、九九一二ノイ、九九一二ノハ、九九一二ノ二、九九一三ノ二、一〇二九九番地ノロ、字宮ノ下一〇二六三ノイ、一〇二六四、一〇二六五ノイ、一〇二六五ノハ、一〇二六八、一〇二六九番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

菅沼沢

上水内郡津和村大字越道字大久保八一二〇、八一二四、八一二五ノイ、八一二五ノロ、八一二六、八一二七、八一二八、八一二九、八〇八二、八〇八一ノ一、八〇八一番地ノ二、字向八二〇六、八二一八、八二二〇番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

山秋沢

上水内郡津和村大字越道字寺尾四二五七乃至四二六〇番地、四二五七ノロ、四二六四、四二六五ノ一、四二六五ノ二、四二六五〇ノ一、四二六五〇ノ二、四二六六、四二六七、四五七八番地、四二六九乃至四二七三番地、四二七四ノイ、四二七四ノロ、四二七四ノハ、四二七五ノイ、四二七五、四二七六番地以上全筆。字山秋四二五三乃至四二五六番地、四一八二ノイ、四一八二ノロ、四二五一ノイ、四二五二ノイ、四二五二ノロ、四二五二ノハ、四二四六、四二四五ノハ、四二四五ノロ、四二四五ノイ、四二四四、四二四二、四六一二ノハ、四六一二ノロ、四五九九ノロ、四六〇〇、四五九九番地ノイ以上全筆。字小在家四五九八、四五九七、四五九四ノイ、四五九四ノロ、四五九三、四五九二、四五九二ノ一、四五九二ノ二、四五八二、四五八三ノイ、四五八一、四五八〇、四七七九番地以上全筆。字花水四四九一、四四九〇、四四八七、四四八二、四四八一番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

大河沢

上水内郡津和村大字山上條字大河下一六三九ノロ、一六三〇ノ二、一六三六、一六三五ノ二、一六三五ノ一、一六三三ノ一、一六三二、一六三一ノ一、一六三〇、一六二八ノ一、一六二七ノ一、一六二四ノ一、一六二四ノ三、一六二二ノ二、一六二二ノ三、一六二〇ノ二、一六〇四ノ一、一六二〇ノ三、一六〇五、一六〇四ノ二、一六〇五ノ二、一六〇五ノ四、一六〇五ノ三、一六二二ノ二、一六二二ノ三、一六二一ノ二、一六二一ノ三、一六〇〇、一六〇六ノ二、一六一〇、一六〇九ノ四、一六〇七ノ五、一六〇一、一六〇九ノ二、一六〇一ノロ、一六〇一ノ一、一六〇八、一六〇八ノ二、一六七〇番地以上全筆。字笠子一六〇三ノロ、一五七一ノ一、一五七〇ノイ、一五七一ノ二、一五七〇ノロ、一五六九ノ一、一五六一ノ二、一五六一ノ一、一五六二ノ一、一五六二番地ノ二以上全筆。但し、要設備地を除く。

匠沢

上水内郡津和村字外平三二一〇、三二一〇ノロ、三二一六、三二一八、三二二〇、三二五六ノロ、三二二三乃至三二二七、三二二〇ノ二、三二一八ノ三、三二一八ノ一、三二二三ノロ、三二三四、三二三五、三二四四ノイ、三二四四ノロ、三二四五、三二五二、三二五三、三二五四、三二五五ノイ、三二五六ノイ、三二五七、三二五九番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

矢沢

上水内郡栄村大字住良木字青木中屋六九八番地、字青木西の山九四六六番地上流筆境より字青木西の山六九五番地、字青木中屋六七〇番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸一〇米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

当信川

更級郡日原村大字橋木字上小島一八一乃至一八三番地、一八四ノイ、一八四ノロ、一八五、一八八、一九七番地、字廻〆三三二二、三三二三、三三二四ノイ、三三二一、三三二〇番地ノイ以上全筆

更級川

更級郡八幡村字池田七五七五番地、七五七四番地ノ二上流筆境より字欠下七五三八番地、上姪石七五二二番地ノ八下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸六米の区域。但し、要設備地及び鉄道敷地を除く。

堀切沢

長野市大字三輪字横山一四四番地、大字長野字堀切北二三〇七番地ノ一上流筆境より大字長野字堀切北二二七〇番地ノ一、字新引二三四〇番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸八米の区域。但し、道路敷、宅地及び要設備地を除く。

野原沢

東筑摩郡生坂村大字下生坂字入山一〇四一二ノイ、一〇四一二番地ノロ以上全筆

池沢

東筑摩郡生坂村大字下生野字池沢口三五二三ノ一、四二〇二番地、字根峯三六〇三ノ六、三六〇三ノ三、三六〇三ノ一、三六〇二、三六〇五ノ一、四一七〇、三六〇五番地ノロ、字大地四〇九六ノ一、四一二九ノ三、四一二九ノ一、三六七六ノ一、三六七五ノイ、三六七五番地ノロ以上全筆。但し、要設備地を除く。

泥沢

東筑摩郡生坂村大字小立野字泥沢一五九〇番地ノハ全筆

尾敷沢

東筑摩郡中川手村字堂平四八六三ノロ、四八六二、四八六一、四八五七乃至四八六〇番地、字明瀬山四九三〇、四九三一ノ三、四九三二乃至四九四五番地、四九四七、四九四八番地、字南平四九四九、四九五〇、四九五一、四九五二ノイ、四九五三番地ノイ、字棒落四八四九、四八四八ノイ、四八四八ノロ、四八四八ノハ、四八四八ノニ、四八四七ノイ、四九五三ノロ、四九五四ノロ、四九五五ノイ、四九五五ノロ、字城池一二三二、一二三三ノ内、字沢北一二三〇乃至一二三三番地、字山ノ神平四九五八番地ノニ、字大久保四八乃至五一番地、字屋敷添七〇番地、字大久保九三ノ一、九四ノ二、九四ノ一、九五ノ三、八五ノ一、九六、九三番地ノ二、字原一一七二乃至一一七七番地、一一七八ノイ、一一八二、一一六九、一一六八、一一五三イノ一、一一五三、一一五三ノイノ三、一一五三イノ三、一一五一ノロ、一一五五乃至一一五九番地以上全筆。但し、要設備地を除く。

苅谷沢

東筑摩郡筑摩地村字山口三三一九ノ四、三三一九ノ二、二六二八ノ一、二六二六ノ一、二六二六ノ二、二六二九ノ四、二六二九ノ一、二六三〇ノ一、二六三一ノ一、二六四〇ノ一、二六四〇ノ三、二六三九ノ一、二六三九ノ二、一六三八ノ二、一八九三、一八九四、一八九八ノ一、一九〇三ノ一、一九〇四ノ一、一九〇六ノ一、一九〇七ノ二、字苅谷沢一九九七ノ一、二六四一、三九四七、三九四六、一九〇七ノ四、一九一八イノ三、一九九五ノ一、一九九九ノ三、一九九九ノ五、二〇〇一ノ一、二〇〇二、二〇〇三ノロ、二〇〇三ノ一、二〇〇四、二〇〇五ノ一、二〇〇六ノ二、二〇〇七、二〇〇九ノ一、二〇二八ノ二、三九三六、三九四〇番地以上全筆。字苅谷沢三九四一、三九三九、三九三七ノ一、三九三七ノ二、三九三六イノ三、三九三六イノ二、三九三六番地ノ二以上官民地境界線より一五米の区域。但し、要設備地を除く。

唐沢川

上伊那郡小野村字原海道一六六九、一六七一、一七七五番地、一七五三乃至一七五八番地、一七七九乃至一七八二番地、字上ノ原一八〇六、一八〇七、一八一〇、一八一一、一八一五、一八二〇、一八二二ノロ、一八二三、一八二四、一八二六番地以上全筆。但し、要設備地を除く。東筑摩郡筑摩地村字原海道イ三四二五ノ二、イ三四四〇、イ三一三〇イ、イ三四四一、イ三四四二、イ三四六〇、イ三四六一、イ三四五九番地ノイ、三四四六乃至三四四八番地以上全筆。字上の原三〇九九、三〇九八ノ一、三〇九七ノイ、三〇九七ノロ、三〇九八、三一〇九、三一一〇、三一二九、三一一九、三一二四ノロ、

昭26.10.17.　第7433号

三二二四ノイ、三二二五ノ一、三二二七、三二二八、三〇九〇ノロ、三〇九一、三〇九二、三〇九三番地、字五十株四〇五二、四〇五三、四〇四一、四〇四〇、四〇三九ノイ、四〇三七、四〇三七ノ内、四〇三九ノロ、四〇四〇番地ノ内以上全筆。字上の山四〇一三、四〇一五、四〇一七、四〇一六、四〇一七番地ノ内以上全筆。但し、要設備地を除く。

湯川

小県郡川辺村大字神畑字新地河原二九四番地ノ二、字河原田三〇五番地ノ二下流筆境より上流中塩田村村界に至る区間官民地境界線より左右岸各六米の区域。中塩田村大字舞田字田中沖五一〇番地ノイノ二、字元屋敷三四六番地ノ一下流筆境より字金王山一〇一四番地、字浦沖五五一番地上流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各八米の区域。字塩の入六二四番地、字上平沖一七九番地ノ一下流筆境より大字八木沢字池田ロ八七五番地字下峪八八〇番地ノロ上流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各八米の区域。別所村字山王田四ノ五、二六番地下流筆境より字東町一七一七番地ノ一、字湯川一七〇一番地上流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各八米の区域。但し、道路敷、宅地及び要設備地を除く。

尾根川

小県郡東塩田村大字富士山字西叉一五四七番地ノロ、大字下之郷字東八反田四番地下流筆境より大字古安曾字飼馬ロ二六五番地ノハ、字馬除二八〇番地ノ三上流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸六米の区域。但し、道路敷、宅地、軌道敷地及び要設備地を除く。東塩田村大字古安曾字飼馬ロ三六六番地ノロ全筆

駒瀬川

小県郡東塩田村大字富士山字二ッ木畔四〇二七番地、字鳥居原四五五七番地上流筆境より大字下之郷下雲雀乙一〇四〇番地、大字富士山字天神一三四六番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸六米の区域。但し、宅地、道路敷及び要設備地を除く。

宮川

南佐久郡岸野村大字根岸字鈴ヶ久保二六〇九、二五九〇番地ノ二上流筆境より大字伴野字倉淵二八九六、二九六八番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸一〇米の区域。但し、道路敷、宅地及び要設備地を除く。

内山川

南佐久郡内山村字舟ヶ窪一一番地、ホウコバ一〇八番地ノ一上流筆境より字中村三三五〇番地、字原三三三六番地下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸一六米の区域。但し、区域内の道路敷、墓地、宅地及び要設備地を除く。

根津古沢

南佐久郡内山村字根津古九三二番地ノ一地内起点標柱Aと九七七番地ノ一地内起点標柱Bとを結んだ線より内山川合流点に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

大沼沢

南佐久郡内山村字大沼一四七ノ二、一四〇番地ノロノ一ノ二上流筆境より内山川合流点に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

柳沢沢

南佐久郡内山村字柳沢六八〇番地地内起点標柱A、Bを結んだ線より字下大月六八六番地、字千ヶ淵一〇九九番地ノ一下流筆境を結んだ線に至る区間官民地境界線より一五米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

武道沢

南佐久郡内山村字千ヶ淵一一三九番地ノロ地内起点標柱Aと武道原一一一三ノロ地内起床標柱Bを結んだ線より内山川合流点に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

花岡沢

南佐久郡内山村字若水一六八七番地、字御所平一六八六番地上流筆境より内山川合流点に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷、宅地及び要設備地を除く。

谷川

南佐久郡青沼村字荒神出ロ二五七四番地ノイ、字狢窪二五七三番地ノ一上流筆境より字上海戸一九〇四番地ノ一、字牧平二九〇八ノハ下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各一〇米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

細小路川

北佐久郡春日村字一の瀬四〇九〇番地ノロ、字小倉五二三六番地上流筆境より字三明三五二七番地ノ七、三五二七番地ノ四、字上沖四八五七番地ノハ下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各一〇米の区域。但し、道路敷、宅地及び要設備地を除く。

霧ヶ久保沢

北佐久郡春日村字霧ヶ久保四〇八四ノハ、ヌ四〇六七ノニ、ヌ四〇六七ノホ、四〇八四番地ノ一ノロ、以上全筆。字霧ヶ久保四〇八四番地ノ一ノロ下流筆境より四〇六八番地ノ一、四〇五七番地ノ一下流筆境に至る区間官民地境界線より左右各岸一五米の区域。但し、道路敷及び要設備地を除く。

寺久保沢

北佐久郡春日村字寺久保叉四〇八六ノロ、四〇八六ノ二、四〇八六ノ一、四〇八六番地ノ三以上全筆。但し、要設備地を除く。

福沢川

諏訪市長地町字瀧之湯七九四五番地イノ一、七九四五番地イノ三上流筆境より字神宮路六七〇四番地ノ二、六七〇五番地ノ二下流筆境に至る区間官民地境界線より左右岸各七米の区域。但し、道路敷、宅地及び要設備地を除く。

正　誤

昭和二十六年九月二十六日通商産業省告示第二百三十五号中定格の標準価の項電流欄中「30」は削るはずの、同十月一日公布通商産業省令第六十三号（通商産業省組織規程の一部改正）中二頁三段終りから五行「及び」は「および」のいずれも誤り。

通商産業省官報報告主任

昭和二十六年七月二十七日運輸省告示第百七十二号前文中「第五條」は「第六條」の、同八月二十四日運輸省告示第百九十六号本文名称欄中「神子元島」は「神子元島燈台」の、「犬吠埼」は「犬吠埼燈台」の、「安乗埼」は「安乗埼燈台」の、「潮岬」は「潮岬燈台」の、「土佐沖ノ島」は「土佐沖ノ島燈台」の、「角島」は「角島燈台」の、「出雲日御碕」は「出雲日御碕燈台」の、同九月十日運輸省告示第二百二十号中一五六頁四段岐阜県土岐郡瑞浪土岐町の下に「土岐津町」を加えるはずの、同恵那郡中「中津町」は「中津川町」のいずれも誤り。

運輸省官報報告主任

国会事項

○衆議院

◉**要請書受領**　十月十五日、内閣総理大臣から、岩田留吉及び伊藤佐十郎を十月三日附をもつて漁港審議会委員に任命したので、漁港法第九條の規定により本院の同意を得たい旨の要請書を受領した。

◉**政府委員承認**　十月十五日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

電波監理委員会委員長　富安　謙次
電波監理委員会副委員長　岡咲　恕一
電波監理長官　長谷　慎一

◉**議事日程**　十月十六日の議事日程は次の通り。

議事日程　第四号
昭和二十六年十月十六日（火曜日）
午後一時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

○参議院

◉**議事日程**　十月十六日の議事日程は左の通り。

議事日程　第四号
昭和二十六年十月十六日（火曜日）
午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

◉**報告書提出**　十月九日委員長から左の報告書を提出した。

在外同胞引揚問題に関する調査報告書
電力問題に関する調査報告書
公職選挙法改正に関する調査報告書

又同十日委員長から左の報告書を提出した。

社会保障制度に関する調査報告書
一般運輸事情に関する調査報告書
電気通信事業運営状況に関する調査報告書
電波行政に関する調査報告書
河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査報告書
国家公務員の給与問題に関する調査報告書
通商及び産業一般に関する調査報告書
金融政策並びに制度に関する調査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案審査報告書
会社更生法案審査報告書
破産法及び和議法の一部を改正する法律案審査報告書
検察及び裁判の運営等に関する調査報告書
昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算審査報告書

特別会計、政府関係機関及び終戦処理費の経理並びに国有財産の処理に関する調査報告書

又同十二日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政の改革に関する調査報告書

叙任及び辞令

○内　閣

外務事務次官　井口　貞夫
第十二回国会政府委員を命ずる（十月十五日）

○総理府

総理府事務官　原田佑四郎
九級一号俸を給する（十月一日）

愛媛県事務吏員　加地　繁一
地方職員共済組合運営審議会委員を命ずる

同　宮崎　義幸
願に依り地方職員共済組合運営審議会委員を免ずる（以上十月十五日）

○法務府

法務府事務官　菱田　清
願に依り本官を免ずる（八月三十一日）

同　竹内　孟
願に依り本官を免ずる（九月十五日）

○文部省

文部教官　斎藤　利秋
兼ねて徳島大学徳島医科大学講師に補する（四月一日）

電気通信技官兼文部教官　岡村　進
兼官を免ずる（五月一日）

文部技官　長岡　通夫
文部教官　藤原　開一
（各通）
同　川内　正
同　栃原　秋雄
願により本官を免ずる（八月三十一日）

同　和歌森太郎
兼ねて東京教育大学教授に補する

同　松井　三雄
東京教育大学体育学部長今村嘉雄海外出張不在中事務代理を命ずる
東京教育大学東京体育専門学校長今村嘉雄海外出張不在中事務代理を命ずる

同　北沢龍太郎
お茶の水女子大学助教授に補する
兼ねてお茶の水女子大学東京女子高等師範学校教授に補する

同　長谷川八郎
山梨大学附属図書館長に補する

同　山田　信夫
静岡大学助教授に補する

同　河合　祥吾
静岡大学教育学部附属静岡中学校長に補する

同　村岡　武彦
静岡大学教育学部附属浜松小学校長に補する

同　山崎　章甫
名古屋工業大学助教授に補する

同　黒木　義典
大阪外国語大学講師に補する

文部事務官　三宅　雄二
奈良学芸大学附属図書館事務長を命ずる

文部教官　梅原　末治
兼ねて岡山大学講師に補する

同　藤田　耕造
兼ねて広島大学講師に補する

同　畠中　俊一
高知大学講師に補する

同　村上　一
九州工業大学補導課長を命ずる

同　真実　一男
兼ねて長崎大学講師に補する

文部事務官　今井　政義
長崎大学大村分校事務長を命ずる

文部教官　釘宮健二郎
大分大学講師に補する（以上九月一日）

同　松本　稔
アメリカ合衆国へ出張を命ずる

同　和田　裕宏
願により本官を免ずる（以上九月三日）

同　和田　光徳
帯広畜産大学長事務代理を免ずる

同　吉江　修司
千葉大学園芸学部長事務代理を免ずる

同　山崎　守正
東京教育大学農学部長事務代理を免ずる

同　山本　幸雄
東京教育大学東京高等師範学校附属中学校主事代理を免ずる（以上九月六日）

同　近藤　貞次
岡山大学教育学部長事務代理を免ずる（九月九日）

同　高嶺　昇
愛知学芸大学長内藤卯三郎海外出張不在中事務代理を命ずる（九月十日）

同　岡　俊平
兼ねて横浜国立大学教授に補する（九月十一日）

○厚生省

◉昭和二十六年九月五日

小代　光輝
厚生技官に任命する

◉昭和二十六年九月十六日

鈴木　敏雄
大畑　欣也
厚生技官に任命する
（各通）

◉昭和二十六年十月一日

原　一郎
相沢　澄雄
上田　春人
中村　武夫
厚生技官に任命する
（各通）

休職厚生事務官　土屋　善清
復職を命ずる
十級六号俸を給する
国立松戸療養所勤務を命ずる（八月十六日）

厚生技官　原　禄郎
願に依り本官を免ずる（八月二十六日）

同　服山　敏雄
同　花野　政夫
同　小原　美夫
（各通）
同　新庄　幸平
願により本官を免ずる（八月三十一日）

同　小林　光輝
国立沼田病院勤務を命ずる（九月一日）
十一級三号俸を給する
国立大阪療養所医務課長を命ずる（九月五日）

厚生事務官　斎田　晃
厚生技官　山口　正義
同　小幡　昌利
（各通）
フイリッピン国へ出張を命ずる（九月十四日）

同　鬼頭　克己
国立内野療養所医務課長を命ずる

同　藤原　幸郎
同　松瀬　秀夫
同　松井　要
（各通）
願に依り本官を免ずる（以上九月十五日）

同　和田　啓一
国立新発田病院勤務を命ずる

同　鬼頭　克己
国立内野療養所長心得を命ずる
国立内野療養所医務課長事務取扱を命ずる

同　浜口　圭吉
国立内野療養所勤務を命ずる

同　鈴木　敏雄
国立療養所村山病院勤務を命ずる

同　横田　豊壽
国立長崎療養所勤務を命ずる

同　大畑　欣也
九級一号俸を給する
国立小諸療養所勤務を命ずる

同　田島　菖三
国立療養所左沢光風園勤務を命ずる（以上九月十六日）

同　山本　忠積
願に依り本官を免ずる（九月二十日）

同　中西　弘
国立療養所延壽浜園医務課長を命ずる

同　天川　政隆
国立療養所延壽浜園医務課長事務取扱を免ずる（以上九月二十八日）

同　北條　吉雄
同　三倉　正時
同　畑中　英一
同　笠井　実人
同　小宇佐博明
同　成田富士郎
（各通）
願に依り本官を免ずる（九月三十日）

同　久保　宗人
国立大蔵病院勤務を命ずる

同　原　一郎
九級三号俸を給する
国立千葉病院勤務を命ずる

同　相沢　澄雄
十二級三号俸を給する
国立名古屋病院勤務を命ずる

同　円山　一郎
国立奈良病院勤務を命ずる

同　上田　春人
十級三号俸を給する
国立佐賀療養所勤務を命ずる

同　中村　武夫
十級一号俸を給する
国立板西療養所勤務を命ずる（以上十月一日）

○運輸省

運輸教官　柴田　武雄　同　吉原　縈覚
同　佐非謙之助　同　飯田　正一
同　別所　成紀　同　阿部　武夫
同　細野　正己　同　川合　敏郎
同　南　正己　同　市瀬　信夫
同　松本　吉春
（各通）
海技専門学院助教授を命ずる

運輸教官　吉田　三吉
同　中波　利平
同　飯田　次郎
（各通）
海技専門学院助手を命ずる

地方技官　永田　祐三
愛知県陸運事務所登録機材課長を命ずる

同　久保田　進
三重県陸運事務所登録機材課長を命ずる

同　戸川　計士
福井県陸運事務所登録機材課長を命ずる

地方事務官　大泉　平三
富山県陸運事務所登録機材課長を命ずる（以上七月一日）

同　古牧新太郎
静岡県陸運事務所登録機材課長を命ずる（九月一日）

同　泉　清雄
岐阜県陸運事務所登録機材課長を命ずる（九月十一日）

運輸技官　荒川　秀俊
気象研究所長事務代理を免ずる（十月八日）

○労働省

労働基準監督官　山本　幹夫
願に依り本官を免ずる（九月三十日）

同　野尻　與一
文部省へ出向を命ずる（十月十六日）

昭26.10.17.　第7433号

官庁事項

○出入国管理庁

◉出入国管理庁公示第十号

左記の外国人登録証明書は法務府民事局民事甲第七八七号通達により効力を失つたものである。

昭和二十六年十月十七日

出入国管理庁長官　鈴木　一

失効になつた外国人登録証明書　（自八月六日至九月五日受付分）

外国人登録証明書番号	居住地	国籍	姓名
二〇、二二五	富山県中新川郡	朝鮮	金容漢
二〇、一六〇	岩手県西磐井郡	〃	金時悌
二一、〇一一	秋田市	〃	李建陽
二一、〇八四	〃	韓国	李鳳述
二一、〇八五	〃	〃	李淑伊
二一、〇八六	〃	〃	李玉仙
二一、〇八七	〃	〃	李盛根
二一、〇八八	〃	〃	李潤根
二一、三二二	秋田県鹿角郡	〃	丁興秀
二五、二七〇	仙台市	朝鮮	金本権
二五、五七七	〃	米国	リデイア A リンゼー
二六、三九五	宮城県宮城郡	朝鮮	高花子
二六、四四三	石巻市	〃	李聖彦
二六、七〇五	〃	韓国	朴甲龍
二七、〇五七	仙台市	朝鮮	李燦権
二七、〇五九	〃	〃	李貞淑
二七、〇六〇	〃	〃	姜柄春
二七、七三七	宮城県刈田郡	〃	林龍沢
二九、〇五八	大阪市生野区	〃	韓貞変
二九、〇六七	宮城県宮城郡	〃	高案筆
三三、三〇〇	米沢市	〃	徐商植
三四、五五一	山形市	〃	田学龍
三四、六四七	山形県南置賜郡	台湾	詹鴻儀
四五、〇〇五	水戸市	韓国	金得明
四五、〇四五	〃	朝鮮	張国成
四五、二三三	〃	〃	鄭渓敏
四七、四七四	茨城県那珂郡	〃	橋本福子
四七、四八三	〃	〃	黄永玉
四八、二三八	日立市	〃	李鐘基
四九、九〇三	茨城県筑波郡	〃	李万充
五〇、二九二	大阪市西成区	〃	李根壽
五〇、三九六	茨城県真壁郡	韓国	徐尚欽
五一、二九〇	古河市	朝鮮	李明在
五一、四六五	静岡市	〃	秋進龍
六六、一〇二	浦和市	〃	申玄式
六六、四一五	大宮市	〃	崔海明
六六、四四四	〃	韓国	黄八槐
六六、四九七	〃	朝鮮	金命植
六六、五七三	〃	〃	沈在厚
六七、七四五	大阪市生野区	〃	高希敬
六七、八九七	埼玉県北足立郡	台湾	林栄港
六九、四八四	〃入間郡	朝鮮	朴三柱
六九、七七一	〃比企郡	〃	朴在淚
六九、九五三	秩父市	〃	李鐘勲
七〇、一七九	埼玉県大里郡	〃	全大俊
七〇、一八七	〃	〃	朴石根
七〇、一八八	〃	〃	朴畢順
七〇、一八九	〃	〃	朴正俊
七〇、一九〇	〃	〃	朴英俊
七〇、一九一	〃	〃	朴末述
七〇、一九二	〃	〃	朴美代子
七〇、一九三	〃	〃	朴明述
七〇、二〇六	〃	韓国	徐鳳今
七〇、二〇八	〃	〃	禹玉善
七〇、二〇九	〃	〃	禹玉連
七〇、二一〇	〃	〃	禹秋子
七〇、二一一	〃	〃	禹龍雄
七〇、二一二	〃	〃	禹永珠
七〇、二一三	〃	〃	禹永哲
七〇、二一七	〃	朝鮮	金重子
七〇、二一八	〃	〃	安性根
七〇、二二〇	〃	〃	徐判粉
七〇、二二一	〃	〃	朴京述
七〇、二二二	〃	〃	黄且順
七〇、二二三	〃	〃	権畢玉
七〇、二二五	〃	〃	徐参錫
七〇、二二七	〃	〃	李末見
七〇、二二八	〃	〃	徐英粉
七〇、二二九	〃	〃	徐英錫
七〇、二三〇	〃	〃	徐英順
七〇、二三一	〃	〃	徐玉石
七〇、二三二	〃	〃	徐セツ
七〇、二三三	〃	〃	徐且福
七〇、二三四	〃	〃	徐陽錫
七〇、二三五	〃	〃	徐任錫
七〇、二四七	〃	〃	朴東述
七〇、二六二	〃	〃	南陽嫒
七〇、二九一	〃	〃	安重根
七〇、三〇一	〃	〃	朴良子
七〇、三〇二	〃	〃	朴英子
七〇、三二三	〃	〃	徐仙
七〇、三三三	〃	〃	徐富美子
七〇、三一四	〃	〃	申英民
七〇、三一八	〃	〃	徐延文
七〇、三三六	〃	〃	徐伊錫
七〇、三三七	〃	〃	徐伊粉
七〇、三三八	〃	〃	徐三粉
七〇、三三九	〃	〃	丁直一
七〇、三四〇	〃	〃	徐三順
七〇、三五五	〃	〃	徐順子
七〇、五一九	〃	〃	趙晋奎
七二、八五三	茨城県北相馬郡	韓国	柳根川
八二、四二五	大阪市東成区	朝鮮	李貴連
八二、四三一	〃	〃	李貴守
八二、八一三	〃	〃	朴英淑
一〇〇、六二二	〃生野区	〃	金在順
一〇一、七四七	〃大淀区	〃	金達海
一〇一、八八七	〃生野区	〃	申石子
一二四、五二一	埼玉県大里郡	〃	禹永秀
一三三、二〇一	横浜市西区	〃	金正植
一三三、六二九	〃	〃	崔三道
一六八、八八一	〃鶴見区	米国	大島一郎
一八一、二三五	〃南区	朝鮮	金判得
一八三、〇五七	〃磯子区	〃	柳昌夏
一八四、九五二	〃港北区	米国	ヘラルド タキン ヘス
一八七、八二六	横須賀市	朝鮮	徐鎮泰
一八七、九二八	〃	〃	朴泰根
一九〇、二四三	〃	〃	朴五峰
一九〇、四九〇	〃	〃	徐相東
二〇七、八〇五	〃	〃	李洙道
二〇七、八二五	鎌倉市	〃	李雨鶴
二〇七、九二三	〃	〃	黄甚穆
二四〇、一一五	名古屋市南区	〃	金宗烈（金井宗烈こと）
二四六、六七七	静岡県磐田郡	〃	朴文子
二四六、六七八	〃	〃	朴美代子
二四六、六七九	〃	〃	朴スズヱ
二四七、〇二七	〃浜名郡	中国	劉進山
二四七、〇三一	〃	〃	王美代志
二四七、〇三二	〃	〃	王忠和
二四七、〇四三	〃	朝鮮	呉本源一
二四八、三七五	沼津市	韓国	裵玉出
二四八、四七三	〃	〃	金東朝
二四九、五五一	静岡市	〃	池忠太郎
二四九、五五二	〃	〃	池孝子
二四九、五五三	〃	〃	池潤沢
二四九、五五四	〃	〃	池忠慶
二五〇、一〇四	〃	〃	池哲二
二五〇、一三七	〃	朝鮮	李春壽
二五〇、一三八	〃	〃	李景順
二五〇、一三九	〃	〃	全鶴分
二五〇、一四〇	〃	〃	李秀子
二五〇、一四一	〃	〃	金水一
二五〇、二八五	〃	〃	李八甲
二五〇、九七七	浜松市	中国	除志軒
二五一、一六九	〃	朝鮮	鄭在鎬
二五二、〇九〇	静岡県小笠郡	〃	金又讃
二五五、〇七〇	名古屋市千種区	中国	林祚漢
二五五、〇七一	〃中村区	台湾	林四吉
二五五、一五〇	〃	朝鮮	李康秀
二五五、六一二	〃千種区	韓国	李道元
二五六、五五四	〃西区	朝鮮	明吉成
二五七、二八九	〃北区	〃	金斗浩
二五八、五六三	〃中川区	〃	金板漢
二五八、七〇一	〃西区	〃	許泰雲
二五八、七二六	〃	〃	金孝洙
二六〇、〇三一	〃中村区	〃	南末粉
二六〇、二五九	〃	台湾	林益進
二六〇、六一五	〃	朝鮮	李貞熈
二六〇、六二九	〃	〃	李相生
二六〇、六七六	〃	〃	朴玉房
二六〇、六八三	〃	〃	李日善
二六〇、六八七	〃	〃	金光連
二六〇、七八九	〃	〃	季日南
二六一、二五六	豊橋市	〃	崔応斗
二六三、五三一	名古屋市瑞穂区	〃	金啓坤
二六四、四八五	〃	〃	朴勇吉
二六四、七一九	〃熱田区	韓国	慎吉守（山本庄英こと）
二六五、二〇九	高山市	朝鮮	金銖丁
二六七、〇三五	名古屋市港区	〃	曹声律
二六八、一九〇	〃南区	〃	鄭在勇（中川清助こと）
二六八、四二二	〃	〃	金龍沢
二七一、三〇一	豊橋市	韓国	厳奇周
二七二、二七五	〃	〃	金春玉（金山一郎こと）
二七五、三四六	岡崎市	朝鮮	金再壽
二七五、四六〇	〃	〃	洪大潤
二七五、四六八	〃	〃	金善愛
二七五、四六九	〃	〃	洪信子
二七五、四七一	〃	〃	洪信恵
二七五、五〇九	〃	〃	洪景玉
二七五、五一〇	〃	〃	洪相勲
二七七、七〇六	一宮市	中国	顔鉦盛
二七八、〇〇〇	〃	朝鮮	李徳洙
二八三、二七三	春日井市	〃	孫任用
二八五、三七一	豊川市	〃	金本相根
二八五、六八一	〃	韓国	権五衡
二九八、〇二四	愛知県知多郡	朝鮮	朴尚根
三〇三、八七五	〃幡豆郡	〃	権啓子
三〇四、五八一	〃	〃	金福述
三〇八、八二九	〃北設楽郡	〃	梁在煥（原田大二郎こと）
三一二、〇〇四	〃宝飯郡	〃	朴京七（新井京七こと）
三一二、二六四	〃	〃	金二万（高木一二こと）
三一四、四九八	岐阜市	〃	李茂
三一八、二二〇	岐阜県不破郡	〃	李春赫
三二三、四〇五	金沢市	〃	李宗桂
三四二、八五七	福井市	〃	金東洙
三四二、八七七	大阪市東淀川区	〃	崔大先
三四二、九一八	福井市	〃	文武生
三四二、九三六	〃	〃	除元石
三四六、〇三七	小浜市	〃	朴允秀
三四九、〇五八	〃	〃	李達洙
三四九、一〇二	布施市	〃	朴晩貞
三五二、八八〇	愛知県幡豆郡	〃	李照子
三六七、〇二八	奈良市	〃	李甲祚
三七〇、七三六	大阪市生野区	〃	張潤温
三七六、〇一四	三重県多気郡	〃	権景衡
三九〇、六九三	大阪市生野区	〃	金致元
三九三、五二一	和歌山県海草郡	〃	金吉平
三九五、六七一	〃日高郡	韓国	朴鐘楽
三九五、九一二	大阪市東成区	朝鮮	田永吉
三九六、一七〇	和歌山県日高郡	韓国	趙命道（松村鶴田こと）
三九九、一九九	大阪市生野区	朝鮮	李錫祚
三九九、二〇九	奈良市	〃	丁東夏
三九九、二三四	〃	〃	金正昭
四〇二、三五一	〃	〃	劉鳳鐘
四〇二、七〇九	〃	〃	李相根
四〇九、四九二	京都市上京区	〃	李鐘植
四〇九、七八八	〃	〃	金明守
四一〇、〇九一	〃	〃	朴準後（新井準後こと）
四一〇、九八六	〃	〃	裵聖徳
四一一、六四五	〃	〃	丁海鵬
四一五、八一四	京都府北桑田郡	〃	田任戌
四一六、〇六七	大阪市東淀川区	〃	高都介
四二五、〇二二	京都府乙訓郡	〃	沈相善
四三六、二一一	京都市左京区	〃	金壱奉
四三六、七〇八	〃	韓国	呉龍鳳
四三七、〇四八	〃	〃	孫鏡子
四三七、七二六	守口市	〃	崔基範
四三九、五七四	京都市東山区	朝鮮	李昌根
四四一、九〇八	大阪市大正区	〃	李油潤
四四九、〇四二	西宮市	米国	Hiroko Rose Masuda
四四九、〇七一	京都市伏見区	朝鮮	文三徳
四五一、一七一	大阪市北区	韓国	金新在吉
四五二、三五五	舞鶴市	〃	李明光
四五二、七三二	〃	〃	朴日出
四五三、二一六	京都府乙訓郡	朝鮮	諸葛采
四五三、三七三	〃	〃	金順石
四五七、一〇一	〃久世郡	中国	倉坤鑫
四五七、二二八	〃	朝鮮	李敬道
四五八、三四五	愛知県額田郡	〃	金賢三
四六〇、八七六	京都府相楽郡	〃	金桐進
四六五、九七〇	〃天田郡	〃	崔億順
四六六、四九八	〃	〃	朴文乗
四六七、〇二四	〃与謝郡	〃	金石岩
四六七、〇二五	〃	〃	百月仙
四六七、〇二七	〃	〃	趙花子
四六七、〇二八	〃	〃	金照雄
四六七、〇二九	〃	〃	金鐘順
四六七、〇三〇	〃	〃	金照変
四六七、七八九	〃中郡	〃	朴泰甲
四六七、九六九	〃竹野郡	〃	許正雄
四七三、五六三	大阪府豊能郡	韓国	李正一
四七三、五九七	〃	朝鮮	金正万
四七四、五〇四	〃泉北郡	〃	金畢缶
四七五、二五四	〃	〃	鄭任用
四七六、六一五	〃泉南郡	〃	金洪根
四八一、四九四	〃中河内郡	〃	宋洙甲
四八二、八七二	〃	〃	趙尚南
四八四、二〇四	大阪市生野区	〃	朴元錫
四八四、六〇一	大阪府中河内郡	〃	朴玉竜
四八五、五五一	〃	〃	金賛休
四八五、八一九	〃	〃	文在南
四八五、九二九	大阪市生野区	〃	尹徳伊
四八五、九三〇	〃	〃	朴正則
四八五、九三一	〃	〃	朴正夫
四八六、一六一	大阪府中河内郡	〃	鄭東旭
四八七、二九五	大阪市生野区	〃	李仁淑
四八七、二九七	〃	〃	高孝珍
四八八、二二〇	大阪府中河内郡	〃	高昌考
四八八、三〇一	〃	〃	洪喆義
四八八、三〇八	〃	〃	洪陽任
四八八、三六六	大阪市生野区	〃	高春花
四八八、五六一	大阪府中河内郡	〃	金性律
四八八、五七四	大阪市生野区	〃	高奉珍

昭26.10.17.　第7433号

四八八、八三六	〃	〃	呉貞順
四九〇、六四〇	大阪府北河内郡	〃	玄仁中
四九一、一七二	〃	〃	文福童
四九三、二九一	八尾市	〃	金文守
四九五、五二三	茨木市	〃	金重昌浩
四九六、三七五	枚方市	〃	尹金美
四九六、八三三	守口市	〃	宋斗元
四九六、九五七	〃	〃	李鎰鉄
四九七、〇八四	〃	韓国	申逸雨
五〇二、〇一三	泉大津市	〃	李龍俊
五〇二、四〇八	大阪市生野区	朝鮮	金元河
五〇三、〇一五	吹田市	〃	朴富煥
五〇三、三八二	大阪市生野区	〃	金泰峯
五〇三、四五二	吹田市	〃	康奇元
五〇三、九七四	〃	韓国	梁壬宗
五〇四、六六九	〃	朝鮮	鄭元次
五〇五、二七一	池田市	〃	金陽壽
五〇六、八一六	〃	〃	申沢鉉
五〇七、五五三	布施市	〃	金晋圭
五〇七、五一五	〃	〃	李容俊
五〇九、三一二	〃	〃	金孝葉
五〇九、三一五	〃	〃	金孝洙
五〇九、三一六	〃	〃	金孝心
五〇九、三一六	〃	〃	金今礼
五〇九、三一八	〃	韓国	鄭永佑
五〇九、三三二	〃	朝鮮	金孝一
五一一、一六四	〃	〃	丁兆年
五一一、三三七	〃	〃	李夜根
五一一、三四八	吹田市	〃	季英珍
五一一、八〇三	〃	〃	沈基変
五一二、三五八	〃	〃	尹甲順
五一二、三六二	大阪市生野区	〃	李漢珍
五一二、三七二	布施市	〃	鄭源二
五一二、三七四	〃	〃	鄭相二
五一二、三七五	〃	〃	鄭碩中
五一二、六二五	〃	韓国	沈載鈞
五一三、三四五	〃	〃	朴仁奎
五一四、三〇六	〃	朝鮮	金泰孝
五一四、六九九	〃	〃	黄俊奎
五一四、九四六	大阪市生野区	〃	金大洙
五一四、九五九	布施市	〃	金培根
五一五、六〇五	〃	〃	鄭円浩
五一九、七五四	岸和田市	〃	金斗順
五二一、〇七八	堺市	〃	姜哲中
五二三、三〇一	〃	〃	金鳳銀
五二四、五四三	大阪市北区	〃	金熙順
五二四、八七四	〃	〃	李性洙
五二五、一〇九	〃	〃	金甲斗
五二五、三七五	〃	台湾	林坤城
五二五、六二六	〃	朝鮮	李相守
五二五、六五四	〃	台湾	黄源苑
五二五、八一九	〃	韓国	金営煥
五二五、八九三	〃	〃	李昌基
五二五、九六二	〃	〃	鄭相鎔
五二五、九九九	〃	〃	金昇平
五二六、三〇三	〃大淀区	〃	黄義百
五二六、四〇七	〃	朝鮮	康大辰
五二六、八二〇	〃北区	〃	申海徹
五二六、九一八	〃	〃	趙慶亮
五二六、九六一	〃	〃	申鉱錫
五二八、八〇九	〃大淀区	〃	金健男
五三〇、一五三	〃福島区	台湾	許万大
五三〇、三九四	〃	朝鮮	梁成八
五三〇、七九八	〃	〃	宋月龍
五三一、六五五	〃	〃	朴相詠
五三二、四三三	〃此花区	韓国	金在煥
五三二、五三八	〃	〃	許　裕
五三二、五三九	〃	〃	孫玉順
五三二、五四〇	〃	〃	許福子
五三二、五四一	〃	〃	許濤一
五三二、五四二	〃	〃	許勝子
五三二、五四三	〃	〃	許昌一
五三二、五五三	〃	〃	崔奎尚
五三二、五五五	〃	〃	崔健一
五三二、五五六	〃	〃	崔玉子
五三二、五五七	〃	〃	崔健次郎
五三二、五八三	〃	〃	朴壽龍
五三二、五八四	〃	〃	劉発順
五三二、五八五	〃	〃	朴喜哲
五三二、五八六	〃	〃	朴花子
五三二、五八七	〃	〃	朴哲夫
五三二、六六七	〃	〃	韓永逢
五三二、六六八	〃	〃	韓乙出
五三二、六六九	〃	〃	韓一子
五三二、六七〇	〃	〃	韓逢春
五三二、七六四	〃	〃	朴美佐子
五三四、四四二	〃西成区	朝鮮	趙春子
五三五、二八五	〃大正区	〃	朴白同
五三五、二八六	〃	〃	朴行子
五三五、二八七	〃	〃	朴春子
五三五、七九三	〃	〃	李万祚
五三五、七九四	〃	韓国	諸允典
五三五、七九五	〃	〃	柳幕内
五三五、七九六	〃	〃	諸三順
五三五、七九七	〃	〃	諸李順
五三五、七九八	〃	〃	諸勝代
五三六、〇四四	〃	朝鮮	金東烈
五三六、一四三	〃生野区	〃	高寅吉
五三六、一六二	〃大正区	韓国	諸大植
五三六、六七八	〃天王寺区	朝鮮	成昌諄
五三六、七〇〇	〃	〃	諸敬子
五三六、八五五	〃	〃	金昌旭
五三七、二三四	〃	〃	李実根
五三九、七九四	〃浪花区	〃	金健一
五四〇、一八四	大阪府中河内郡	韓国	金達文
五四〇、四三七	大阪市大淀区	朝鮮	金文三
五四〇、五〇一	〃	〃	金潤宅
五四一、二六七	〃	〃	姜応弼
五四二、五二七	〃西淀川区	〃	玄祥又
五四三、〇九九	〃	〃	梁承桂
五四三、四〇八	〃	〃	尹心温
五四三、四〇九	〃	〃	尹鳳女
五四三、四一一	〃	〃	尹歎英
五四三、四一二	〃	〃	尹　英
五四五、三一九	〃東淀川区	〃	高壽生
五四五、六三五	〃	〃	崔七星
五四六、一八四	〃	韓国	金碩皓
五四七、七六〇	〃	朝鮮	崔愛子
五四七、七六一	〃	〃	崔二郎
五四八、三九九	〃	〃	朴成嬪
五四九、三二一	〃	〃	韓貞心
五四九、八三三	〃生野区	〃	宋東述
五五〇、二〇一	〃東淀川区	〃	崔七星
五五〇、二〇二	〃	〃	崔愛子
五五〇、二〇三	〃	〃	崔二郎
五五〇、二〇八	〃	〃	韓貞心
五五〇、二一四	〃	〃	高幸生
五五一、六一九	〃東成区	韓国	尹太丁
五五二、四五六	〃	朝鮮	姜性淳
五五二、四七八	〃	〃	姜文遇
五五三、七八一	〃	〃	宋広泰
五五四、三〇三	〃	〃	金順龍
五五四、五一五	〃生野区	〃	李成生
五五六、一六一	〃東成区	〃	金琪沢
五五六、二九六	〃	〃	宋元玉
五五六、四〇三	〃	〃	夫丁春
五五六、四〇四	〃	〃	梁季春
五五六、九三九	〃	韓国	金奉奎
五五七、四七〇	〃天王寺区	朝鮮	金商弼
五五七、七四七	〃生野区	〃	金恒悟
五六〇、五三三	〃東成区	〃	李炳浩
五六〇、七四一	〃生野区	〃	李昌伊

五六一、二七三	〃東成区	〃	金時習
五六四、七六〇	〃生野区	〃	金達龍
五六五、〇〇二	〃	〃	高泰仁
五六五、〇六三	〃	〃	梁厚善
五六五、一八〇	〃	韓国	高元国
五六五、二三四	〃	朝鮮	金泰権
五六五、二六一	〃	韓国	姜仁順
五六五、四四六	〃	朝鮮	金権華
五六六、四一八	〃	〃	高百権
五六六、五〇一	〃	〃	金福喜
五六六、六一九	〃	〃	安治生
五六六、七四五	〃	〃	金石涛
五六六、八六八	〃	〃	呉成生
五六六、九八〇	〃	〃	玄順生
五六七、一〇八	〃	〃	尹成泰
五六七、三一一	〃	〃	康秀子
五六七、三二〇	〃	〃	金壽玉
五六七、四五一	〃	〃	感効方
五六七、四八九	〃	〃	金勝玉
五六七、五一三	〃	〃	李瑞璿
五六七、五一四	〃	〃	李瑞雨
五六七、六五一	〃	〃	高年子
五六七、六八六	〃	〃	康桂花
五六七、八九六	〃	〃	李龍玫
五六七、九七四	〃	〃	康順伊
五六八、一九九	〃	〃	元英玉
五六八、二八六	〃	〃	洪淳子
五六八、四〇二	〃	〃	慎成智
五六八、九四四	〃	〃	張湛王
五六九、三一九	〃	〃	庾春宝
五六九、三一九	〃	〃	梁道京
五六九、三六四	〃	〃	辺季燦
五六九、六二九	〃	〃	康春子
五六九、八〇七	〃	〃	梁錫禧
五六九、八八八	〃	〃	李承一
五七〇、二〇六	〃	〃	宋一龍
五七〇、二九一	〃	韓国	鄭昌淳
五七〇、三三五	〃西成区	〃	金愛子
五七〇、三三七	〃城東区	〃	元朱子
五七〇、四四三	〃生野区	朝鮮	高平斗
五七〇、四五〇	〃	〃	宋八龍
五七〇、四六五	〃	韓国	張志雨
五七〇、五六五	〃	朝鮮	韓哲瑞
五七〇、五八六	〃	〃	高石先
五七一、〇七〇	〃	〃	金仁順
五七一、一六八	〃	〃	日基松
五七一、三五〇	〃	〃	金極老
五七一、四〇〇	〃	韓国	姜奎南
五七一、六二八	大阪府中河内郡	朝鮮	洪貴順
五七一、八五七	大阪市生野区	〃	張文洙
五七一、八五八	〃	〃	李生花
五七一、八五九	〃	〃	張春子
五七一、八六〇	〃	〃	張星七
五七一、八六一	〃	〃	張星三
五七一、九六三	〃	〃	金賛子
五七二、〇七〇	〃	〃	金汝順
五七二、〇七一	〃	〃	金明玉
五七二、五〇四	〃	〃	金信夫
五七二、五七九	〃	〃	梁己吉
五七二、六七四	〃	韓国	玄応舜
五七二、七五一	〃	朝鮮	日雄出
五七二、七五二	〃	〃	文南平
五七二、八七五	〃	〃	康一生
五七二、八七九	〃	韓国	裵東真
五七三、二五四	〃	朝鮮	安貞年
五七三、五四〇	〃	韓国	尹栄吉
五七三、七三四	〃	朝鮮	松岡晃瑀
五七三、九七三	〃	〃	安龍一
五七四、二六八	〃	〃	高基花
五七四、四四五	〃	韓国	趙三郎
五七四、九四五	〃	朝鮮	文玉彬
五七四、九九二	〃	韓国	崔正述
五七五、二一四	〃	朝鮮	高泰花
五七五、八九一	〃	〃	安壬春
五七六、七三三	〃	〃	宋鳳権
五七六、七三五	〃	〃	奏行寛
五七六、九六六	〃	韓国	康順子
五七七、二三七	〃	朝鮮	李柄生
五七七、三九〇	〃	〃	金京煥
五七八、一四〇	〃	〃	河秀浩
五七八、一八五	〃阿倍野区	韓国	金俊植
五七八、二九三	〃生野区	朝鮮	辺車業
五七八、六三八	〃	〃	呉昌変
五七八、六六二	〃	〃	金謙子
五七八、六七〇	〃	〃	康元照
五七八、八一四	〃	〃	李龍福
五七八、八七五	〃	〃	金在源
五七八、九五三	〃	〃	李宝培
五七八、九七六	〃	〃	金潤玉
五七九、〇七五	〃	〃	許斗旭
五七九、三二二	〃	〃	金敬治
五七九、三七四	〃	〃	永芳孝
五七九、四一一	〃	韓国	李吉洙
五七九、四四五	〃	〃	康羲植
五七九、六〇二	〃	朝鮮	金信子
五七九、六九八	〃	〃	文丁孝
五七九、七九三	〃	〃	金温女
五八〇、〇〇三	〃	〃	金甘安
五八〇、二四五	大阪府中河内郡	〃	康明持
五八〇、八二二	大阪市生野区	〃	朴大学
五八一、三〇五	大阪府中河内郡	〃	金錫礼
五八一、三一九	大阪市生野区	〃	張春枝
五八一、四五一	〃	〃	張良子
五八一、七三一	〃	韓国	梁南春
五八一、七三五	〃	〃	曹昌鉉
五八二、〇六二	〃	〃	呉仁玉
五八二、三〇六	〃	〃	金有変
五八二、三一〇	〃	〃	高銖一
五八二、三八九	〃	〃	張吉子
五八三、三五三	大阪府中河内郡	〃	金河鐘
五八三、四三一	大阪市生野区	朝鮮	李昌璿
五八三、七四四	〃東成区	〃	池根洙
五八三、九〇一	〃生野区	韓国	宋竹甲
三八四、五七二	〃	〃	金鐘植
五八四、七四九	〃	朝鮮	金京淑
五八五、一七二	〃	〃	崔子玉
五八五、五五二	〃	〃	金柄嬉
五八五、七七四	〃	〃	金周英
五八五、八九〇	〃	〃	金圭一
五八六、四三三	〃	〃	夫錄卒
五八六、八〇六	〃	〃	高武奉
五八七、〇一二	〃	〃	梁基重
五八七、一二二	〃	〃	康卓林
五八七、二一七	〃	〃	河水源
五八七、二二七	〃	〃	梁達用
五八七、三二四	〃	韓国	姜元晃
五八七、九二七	〃	朝鮮	朴茂孫
五八八、一四一	〃	〃	玄中卓
五八八、一四二	〃	〃	李春稼
五八八、二七九	〃	〃	金淀仝
五八八、三〇四	〃	〃	李起栄
五八八、四五五	〃	〃	金正順
五八八、七〇五	〃	〃	李哲奉
五八九、〇六八	大阪府中河内郡	〃	康師範
五八九、三四五	大阪市生野区	韓国	金昌鉉
五八九、四八二	〃	〃	安金烈
五八九、五三五	〃	朝鮮	金滝均
五九〇、〇四〇	〃	〃	姜元晃
五九八、〇八一	〃旭区	〃	高俩玉
五九八、二三九	〃	韓国	辺慶子
五九八、八四四	〃天王寺区	朝鮮	林成学
五九九、九二七	〃西成区	〃	金行三

六〇一、〇五七	〃	韓国	金点照
六〇二、〇九〇	〃	朝鮮	高昌根
六〇二、一五六	〃	〃	金石今
六〇二、三二五	〃	〃	尹応五
六〇三、一〇〇	〃	〃	李斗京
六〇四、六九五	〃浪速区	台湾	鐘速興
六〇四、六九六	〃	〃	鐘一成
六〇五、六一三	〃住吉区	韓国	姜炳夫
六〇八、六三〇	〃生野区	朝鮮	李伸琪
六一〇、〇八五	〃西成区	〃	張安白
六一〇、一二〇	〃	〃	秦僖俊
六一一、一五七	〃	〃	金正玉
六一一、一五八	〃	〃	白仙玉
六一一、四五二	〃	韓国	林茂生
六一一、六九七	〃	〃	金時然
六一一、六九八	〃	〃	崔漢龍
六一一、八二六	〃	朝鮮	金熙塔
六一二、〇〇三	〃	〃	金徳洙
六一二、一三七	〃	韓国	尹泰相
六一二、七六四	〃浪速区	中国	李秀治
六一二、七六五	〃	〃	李秀洙
六一二、七六六	〃	〃	李　保
六一三、五六三	〃西成区	韓国	文学永
六二二、六八七	京都市左京区	中国	岑錦純
六二七、四五六	神戸市灘区	〃	謝淑蘭
六二八、九九八	西宮市	〃	楊永清
六二八、九九九	〃	〃	楊真美
六三三、四二七	佐世保市	台湾	洪八重子
六四五、四八一	京都府与謝郡	朝鮮	趙先伊
六四五、四八二	〃	〃	鄭連伊
六四五、四八三	〃	〃	趙讃南
六四五、四八四	〃	〃	趙英子
六四六、五五九	大阪市住吉区	〃	李鐘煥
六四六、八七一	堺市	〃	李次郎
六四八、二三一	神戸市東灘区	中国	頼明信
六四八、四六〇	大阪市西成区	朝鮮	李士泰
六六三、八一九	尼崎市	台湾	呉合賢
六六六、六〇六	大阪市生野区	朝鮮	李英植
六六八、〇四五	明石市	台湾	呉　岸
六六九、三九六	西宮市	カナダ	Anne Norman
六七〇、〇七七	〃	無国籍	Wily Heileman
六七〇、九二三	〃	インド	Ram Singh Gilleria
六七〇、九二八	〃	カナダ	Anne Norman
六七〇、九二九	〃	〃	Margaret Grece Norman
六七三、〇二一	芦屋市	ドイツ	Lili Neumann
六七三、〇二三	〃	〃	Else Neumann
六七三、三四九	〃	カナダ	Takashi Onizaki
六七三、四二六	〃	無国籍	Margreto Walouch
六七三、九一八	大阪市此花区	朝鮮	李春光
六七四、二六一	岐阜県海津郡	〃	宋今錫
六七四、四〇一	兵庫県武庫郡	インド	Lachini Bai Chattalani
六七七、一二七	布施市	朝鮮	李永圭
六七七、一三〇	〃	〃	孫渭曾
六七九、五四九	佐世保市	〃	李貞完
六八二、八四一	兵庫県武庫郡	インドネシヤ	Oei Hoo Kong
六八二、八四二	〃	〃	Oei Colonina
六八二、八四三	〃	〃	Oei Han Chon
六八二、八四四	〃	〃	Oei Shu Ran
六八四、二六三	神戸市東灘区	台湾	曾馬龍
六八四、三三二	芦屋市	ドイツ	Heinrich Brueggemann
六八四、五八八	〃	台湾	羅氏千恵
六八四、五八九	〃	〃	羅氏美智
六八四、五九〇	〃	〃	羅義信
六八四、六〇七	〃	〃	羅義明
六九五、三七七	奈良市	朝鮮	姜度弼
六九七、九〇一	布施市	〃	鄭孝一
六九七、九〇二	〃	〃	金勿女
六九七、九〇三	〃	〃	鄭順南
六九七、九〇四	〃	〃	鄭鈴子
六九八、〇〇五	〃	〃	鄭洙龍
六九九、二四〇	兵庫県城崎郡	台湾	劉咲子
六九九、二四一	〃	〃	劉建盛
六九九、二四二	〃	〃	劉建興
六九九、二四六	〃	〃	劉栄美
七二〇、七九八	岡山市	朝鮮	趙明来
七二一、三六五	〃	〃	韓福順
七二一、八〇五	〃	〃	李奎福
七二一、八四五	〃	〃	宋聖浩
七二二、三六七	〃	〃	朴成根
七二二、三九九	〃	〃	李守伯
七二二、七五二	〃	〃	金昌男
七二二、九五六	〃	〃	宗永順
七二三、〇二七	〃	〃	片貫連
七二三、〇五五	〃	〃	金菊伊
七二三、一一三	〃	〃	裵二秀
七二七、六九七	玉野市	〃	康斗術
七二八、四九〇	児島市	〃	金玉辰
七三〇、二二九	大阪府中河内郡	〃	宋洙甲
七三二、四〇六	岡山県上道郡	〃	朴石基
七三三、一二三	〃浅口郡	〃	崔貴詩
七三六、七一四	〃	〃	陳再昌
七三七、五七四	〃	〃	崔守和
七三七、八八六	〃	〃	李載雨
七三八、〇一二	〃	〃	金正得
七三八、二五四	〃	〃	崔貴洙
七三八、九〇四	〃	〃	李初女
七三九、四七四	〃	〃	金玉槙
七四六、一〇七	大阪府泉北郡	〃	朴能出
七四六、八七九	堺市	〃	韓光守
七四六、八八四	〃	〃	李以守
七五七、七一六	大阪市生野区	〃	高雲星
七五八、七九七	新居浜市	〃	朴俊子
七五八、九一二	〃	〃	朴照子
七七〇、四二六	佐世保市	韓国	趙在寛
七七三、四一六	大阪市浪速区	朝鮮	大山吉男
七八七、九九三	島根県邑智郡	〃	朴ミチ
七八七、九九四	〃	〃	姜春子
七八七、九九五	〃	〃	姜夏子
七八七、九九六	〃	〃	姜壽美子
七八七、九九七	〃	〃	姜幸子
七八七、九九八	〃	〃	姜文弘
七八七、九九九	〃	〃	姜正行
七八八、〇〇〇	〃	〃	姜　稔
七八八、〇〇一	〃	〃	金旭子
八〇四、八一六	大阪市住吉区	〃	金炳基
八一五、三〇九	佐賀県佐賀郡	〃	金秉甲
八二一、〇九一	横浜市西区	フィリピン	フランシスコ セニン
八二一、〇九六	〃	〃	フランシスコ ロメオ
八三〇、八九九	大館市	朝鮮	鄭相煥
八三六、七二四	大阪市生野区	〃	林秀根
八三九、六八九	〃	韓国	金長龍
八四一、六五二	愛媛県喜多郡	朝鮮	金殷在
八四一、七六七	〃	〃	金本朝好
八四二、七九〇	松山市	〃	金時好
八四三、八八七	新居浜市	〃	金徳順
八四四、三二二	〃	〃	金命龍
八四四、三九八	〃	〃	金爽鎮
八四四、五三四	〃	〃	丁成大
八八八、五三五	佐賀県小城郡	〃	金碩洙
九〇三、八〇五	大阪市生野区	〃	黄昌子
九〇四、四九九	佐賀県西松浦郡	韓国	宋炳俊
九〇六、五八三	長崎市	中国	念鶴姻
九〇八、〇〇七	〃	朝鮮	李月波
九〇八、二八〇	〃	〃	尹栄子
九〇八、八五六	佐世保市	〃	蔡奎玄（松村仙吉こと）
九〇九、〇九四	熊本市	〃	金順明
九一〇、七六九	諫早市	〃	康万逸
九一二、〇八八	長崎市	〃	尹成相
九一二、〇八九	〃	〃	尹貞順
九一二、〇九〇	〃	〃	尹栄龍
九一二、二六二	長崎県西彼杵郡	〃	朴在順
九一二、二九五	〃	〃	呉永煥
九一二、六八七	長崎市	〃	朴鎮錫
九一四、四九六	長崎県北松浦郡	韓国	韓宣東
九一五、二六二	〃	朝鮮	金鳳烈
九一七、三三七	〃下県郡	〃	辛凡石
九一七、四七〇	〃	〃	梁相汶
九一九、二四一	大阪市城東区	〃	李京振
九一九、三三一	〃生野区	韓国	呉千鳳
九二〇、三七二	〃	朝鮮	任徳順
九二〇、四二一	〃天王寺区	〃	呉大埠
九二二、六六七	大分県北海部郡	〃	李恩万
九二五、〇四一	〃大野郡	〃	金達守
九二七、三二四	〃宇佐郡	〃	崔正浩
九三二、八〇二	中津市	中国	毛金生
九三三、七四三	日田市	朝鮮	許又吉
九三三、七四四	〃	〃	許田美
九三三、七四五	〃	〃	崔連筆
九三三、八八七	〃	〃	朴熙政
九三五、五二三	熊本市	〃	鄭後明蔵（二川正夫こと）
九三五、七七八	〃	〃	朴炳瑄
九三六、一五五	大阪市生野区	韓国	金器炫
九三六、二二四	熊本市	朝鮮	朴良学
九三六、七一一	〃	〃	姜五福（松田五郎こと）
九三八、四六三	水俣市	〃	朴相煥
九三八、四九四	〃	〃	李景夏
九三八、六三二	〃	〃	金成一
九四〇、六二二	熊本県阿蘇郡	〃	辛琦基
九四二、五〇五	大阪市北区	〃	呉順祇
九四七、二四九	〃浪速区	〃	洪万洙

○最高裁判所

◉刑事補償法による補償決定の公示

刑事補償決定要旨

申立人　井上　泰夫

右に対する殺人傷害被告事件について、当裁判所が昭和二十六年四月十一日言渡した無罪の判決は当時確定した。よつて申立により合計二百四十六日間の抑留又は拘禁に対し金四万九千二百円の補償をする。

昭和二十六年五月二十一日

津地方裁判所

法務府公告

○工場財団

東京都港区芝南佐久間町一丁目五十二番地赤松織物株式会社より、群馬県新田郡尾島町大字亀岡字裏地五番地所在の赤松織物株式会社群馬工場に属する建物、工作物並に機械器具に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたので、右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は、本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり、関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十月十七日

前橋地方法務局木崎出張所

○有権者申出方

横浜地方法務局所属公証人松尾元吉昭和二十六年九月二十九日付退職により、身元保証金を還付すべきにつき、右保証金の上に権利を有する者は本公告掲載の日から六ケ月以内に当局に申出られたい。

昭和二十六年十月十七日

横浜地方法務局

当地方法務局所属公証人窪田徳次郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日から百九十日以内にその権利を当庁に申し出でられたい。

昭和二十六年十月十七日

静岡地方法務局

金沢地方法務局所属公証人生水乙松昭和二十六年九月二十九日退職により、本人に身元保証金を還付すべきにつき、右保証金の上に権利を有するものは本公告掲載の日から六箇月以内に当局に申出られたい。

昭和二十六年十月十七日

金沢地方法務局

福岡法務局所属公証人浅沼猪助昭和二十六年九月二十九日退職により本人に身元保証金を還付すべきにつき右保証金の上に権利を有する者は本公告掲載の日から六箇月以内に当局に申出られたい。

昭和二十六年十月十七日

福岡法務局

正誤

昭和二十六年十月九日法務府公告欄一六三頁三段盛岡地方法務局宮古支局の工場財団公告四行「同会社刈屋工場を」は「同会社刈屋工場の」の誤り。

裁判所公告（◉印は新料金）

○押収物還付公告

岡山家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年押第六九号（昭和二五年少第三〇九号窃盗保護事件）
一、男物国防色古物下服　一着

○同押第一二二号（同少第四〇七号窃盗・食糧管理法違反・物価統制令違反保護事件）
一、白色運動靴　一足

○昭和二十六年押第二一号（昭和二六年少第一〇六三・一〇六四・一〇六五・一〇六六号窃盗保護事件）
一、水色ソツクス　一足
一、女用赤色手袋　一双

○同押第二七号（同少第一一〇〇号窃盗保護事件）
一、中古白足袋　一足
一、同　一足

○同押第四八号（同少第一五二九号窃盗・窃盗未遂・住居侵入保護事件）
一、ガーゼタオル　一本

○同押第四九号（同少第七五一号窃盗保護事件）
一、マフラー（マツヲの記名入り）一枚

○同押第六二号（同少第一八三一号窃盗・詐欺保護事件）
一、百円札　四枚
一、十円札　八枚
一、一円貨　五箇

○同押第六五号（同少第一八六九号窃盗保護事件）
一、茶革製折財布　一箇

○同押第八一号（同少第二二〇〇号同）
一、薄紫色ワンピース　一枚
一、縦縞模様ワンピース　一枚
一、ブラウス　一枚
一、紫色スカート　一枚
一、白色スカート　一枚
一、中古女物短靴　一足

高知家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第一一七号（昭和二六年少第七九八号窃盗保護事件）
一、袋　一枚

○同押第一二一号（同少第八四八号同）
一、野球用ストツキング　一足
二、英語自習全書　一冊
三、万年筆　一本

○同押第一四三号（同少第九四九号同）
一、現金　四百五十四円
百円札　四枚
十円札　五枚
一円札　四枚

金沢家庭裁判所七尾支部

左記押収物について少年法第十五條刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年領第四〇号（昭和二六年少第二九四号窃盗保護事件）
一、現金　三百円
二、同　二百五十円
三、同　十五円
四、同　一円

○公示催告

◉昭和二十六年（ヘ）第一号

柏崎市本町三丁目五百五十九番地三
申立人　合資会社品田電業社
同市本町三丁目千二百七番地
右代表社員　品田　友雄
右代理人弁護士　佐藤　彦一

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年四月十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時にその証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月九日

柏崎簡易裁判所
裁判官　武田　益蔵

（別紙）　目　録

一記号番号　第五七三号約束手形
額面　金二十万円也
振出人　新潟県中頸城郡柿崎町理研製鋼株式会社専務取締役小野忠五郎
受取人　品田電業社
振出日　昭和二十六年八月十九日
満期　昭和二十六年十一月二十五日
振出地　新潟県柿崎町
支払地　新潟県柏崎市
支払場所　株式会社第四銀行柏崎支店

最終の所持人　柏崎市本町三丁目五百五十九番地三合資会社品田電業社代表社員品田友雄

● 昭和二十六年（ヘ）第一号
三重県飯南郡櫛野町大字櫛野五百四十五番地
申立人　村林　美一

右の者より別紙目録記載の株券につき公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年四月十九日午前十時までに当裁判所に権利の届出をし、その株券を提出されたい。若し期日までに右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十月八日
木本簡易裁判所
裁判官　黒住正夫

（別紙）目録
一、株券　三重無盡株式会社株式百株券二枚
額面及び払込金額　金五千円也
記号番号　A第五八五号、A第五八六号
最終株主　川俣木材生産有限会社
所持人　村林美一

● 昭和二十六年（ヘ）第三五号
京都市中京区烏丸通二條下秋野々町五一六番地
申立人　前田化学工業薬品株式会社
右代表取締役　前田和一郎

右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年五月十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の約束手形を提出されたい。若し期日迄に右の届出をしないと其の約束手形の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
神戸簡易裁判所

（別紙）目録
約束手形第二〇七号
額面　金八万七千五百円也
支払期日　昭和二十六年九月七日
支払地　神戸市
支払場所　株式会社日本興業銀行神戸支店
振出地　神戸市
振出日　昭和二十六年八月七日
振出人　神戸市葺合区筒井町二丁目一三番地、村田産業株式会社取締役社長村田成雄
受取名宛　京都市中京区烏丸通二條下ル、前田化学工業薬品株式会社取締役社長前田和一郎

● 昭和二十六年（ヘ）第四号
和歌山市稲島七〇番地
申立人　林　七百

一、別紙目録記載の通り右株券につき前記申立人より公示催告の申立を為したのでその所持人は昭和二十七年五月十五日午前十時までに当裁判所に権利を届け出で且つその株券を提出すること、若し右期日迄に届出及び提出をせないときは、前記株券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十五日
相生簡易裁判所
裁判官　松岡亀次

（別紙）目録
株式会社播磨造船所株式五百株（百株券五枚）
記号番号及び最終名義人　㋑日興証券大阪支店取締役支店長峰次郎、丙は第一八四三三号㋺大阪商事株式会社取締役社長溝口庄太郎、丙は第四六二八号㋩小林嘉蔵、丙は第一八二三三号㋥清水成男、丙は第二一六八五号、二一六八六号
額面金額　金二万五千円也
払込金額　金五十円也
株券発行年月日　昭和二十五年一月二十日

● 昭和二十六年（ヘ）第　号

岡山県都窪郡早島町大字早島一四七七番地
申立人　赤木　綾子
右代理人　鴨井　幸男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十三日
倉敷簡易裁判所

（別紙）目録
倉敷紡績株式会社株式八十株（五十株券一枚、十株券三枚）
記号及び番号　よ戊第二六三九号、よ乙自第一六二九四号至同第一六二九六号
額面金額　戊号金二千五百円也、乙号金五百円也
払込金額　全額払込済
発行者　倉敷紡績株式会社
発行日　昭和二十四年十一月二十一日
最終株主　赤木綾子

● 昭和二十六年（ヘ）第三四二号
徳島市上佐古町四丁目十九番地
申立人　山村　良次

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
敷島紡績株式会社株式一百株
但　五十株券二枚
額面　金一千二百五十円也
一株の金額　金二十五円也払込済
記号番号　甲第九九五、九九六号
発行年月日　昭和十六年八月一日
発行者　右会社取締役社長八代祐太郎
最終株主　中島実

● 昭和二十六年（ヘ）第三四四号
大阪市西成区千本通七丁目四番地
申立人　株式会社大阪パッキング製作所
右代表取締役　石川　正作

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）物件目録
約束手形一通
番号　第四四号
額面　金一百五十万円也
支払期日　空白
支払地、振出地　共に　大阪市
支払場所　株式会社帝国銀行天下茶屋支店
振出日　空白
振出人　大阪市西成区千本通七丁目四番地株式会社大阪パッキング製造所取締役社長石川正作
宛名人　空白

● 昭和二十六年（ヘ）第三四三、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二号
当事者の表示別紙の通り

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）株券目録当事者表示
㈠東京都中央区日本橋兜町二丁目五六　安藤証券株式会社内　申立人　江村　秀雄
㈡大垣市大宮町六七　同　今井　初一
㈢福岡県築上郡吉富町広津二七五の一九　同　向野　新
㈣東京都港区芝三田四国町四　同　田中　利助
㈤名古屋市中区鉄砲町一丁目一八　同　今井　富夫
㈥高松市丸亀町三九山一証券株式会社高松支店内　同　斎藤　信保

（別紙）株券目録
㈠敷島紡績株式会社株式一百株一株
額面　金二十五円全額払込済
額面及び枚数　二千五百円（百株）券一枚
記号番号　か六六九八六、
発行年月日　昭和二十四年九月一日
最終名義人　田中貞二
㈡東洋紡績株式会社株式一百株一株
額面　金五十円全額払込済
額面及び枚数　二千五百円（二十株）券二枚
記号番号　丁に二一一七二、同一六八三五
最終名義人　今井初一
㈢呉羽紡績株式会社株式二百株同上
額面及枚数　五千円（百株）券二枚
記号番号　甲四七九九二、同四七九九三
最終名義人　中津証券株式会社事務取締役小原副治
㈣株式会社高島屋株式三百株同上
額面及び枚数　五千円（百株）券三枚
記号番号　㋑つ三〇五八、㋺へ一〇五九、へ一〇六〇
最終名義人　㋑長谷安太郎㋺大正海上火災保険株式会社
㈤大日本紡績株式会社株式九百六十株同上
額面及枚数　㋑五千円（百株）券六枚、五百円（十株）券四枚、㋺五千円（百株）券一枚、二千五百円（五十株）券四枚、五百円（十株）券二枚
記号番号　㋑百株券自B丙一二至同七二〇二、十株券自B戊七一九七三一至同一二三四、㋺百株券A戊二〇六五、五十株券A丁一八七、同一八八、丁八〇〇六、一九一七〇、十株券A丙六四四、丙七六九六七
発行年月日　㋑百株券十株券共全部昭和二十四年十月二十五日㋺百株券昭和二十四年三月一日五十株券A丁号分昭和二十四年三月一日、丁八〇〇六分昭和十六年十月十日、丁九一七〇分昭和十七年四月三十日、十株券A丙号分昭和二十四年三月一日、丙号分昭和十三年十一月一日
最終名義人　㋑全部日本勧業証券株式会社名古屋支店長梅村松雄㋺全部水野繁雄
㈥日新化学工業株式会社株式二百株同上
額面及び枚数　五千円（百株）券二枚
記号番号　統ろ五六五二六、同五六五二七
発行年月日　昭和二十五年九月九日
最終名義人　前田芳太郎

● 昭和二十六年（ヘ）第三四五号
和歌山市杉ノ馬場二丁目五番地
申立人　大河内正純

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
株式会社栗本鉄工所株式
五十株券二枚
記号番号　り第八〇五号、同第八〇六号
額面　各二千六百円
一百株券
記号番号　を第一〇七一号
額面　五千円

払込金額　一株に付金五十円
発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
最終株主　大河内正純

● 昭和二十六年（ヘ）第三四六号
姫路市飾磨区中島字一文字三千七番地
申立人　山陽製鋼株式会社
右代表取締役　荻野　一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
約束手形五通
番号　㋑三四七㋺二五三㋩三四二㋥三四三㋭三四六
金額　㋑㋩㋥㋭金一百万円㋺金二百六十万円
満期日　㋑㋭昭和二十六年九月五日㋺同年八月十日㋩㋥同年十月五日
支払地、振出地　大阪市
支払場所　株式会社三和銀行本店
振出人　大阪市西区京町堀通一丁目四十七番地、東洋ベアリング製造株式会社取締役社長小野重一
名宛人及最終所持人　山陽製鋼株式会社

● 昭和二十六年（ヘ）第三四七号
大阪市西成区旭北通八丁目十五番地
申立人　旭金属株式会社
右代表取締役　金　正来

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月二十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
第一
証書　約束手形
番号　第四二五号
金額　金七十七万七千三百五十円也
支払期日　昭和二十六年九月二日
支払地及び振出地　大阪市
支払場所　株式会社千代田銀行船場支店
振出日　昭和二十六年八月十六日
振出人　大阪市東区瓦町二丁目五十五番地、三和銀行ビル五階三都商事株式会社大阪支店取締役支店長寺倉久尚
受取人及び裏書人　旭金属株式会社
第二
証書　約束手形
番号　第二一号
金額　金一百万円也
支払期日　昭和二十六年九月二十四日
支払期日　昭和二十六年九月二十四日
支払地及び振出地　大阪市
支払場所　株式会社帝国銀行難波支店
振出日　昭和二十六年七月二十四日
振出人　大阪市天王寺区東高津南之町二十五番地、山中金属株式会社専務取締役松本祐正
受取人及び裏書人　旭金属株式会社
第三
証書　約束手形
番号　第二五号
金額　金五十万円也
支払期日　昭和二十六年九月二十四日
支払地及び振出地　大阪市
支払場所　株式会社帝国銀行難波支店
振出日　昭和二十六年七月二十四日
振出人　大阪市天王寺区東高津南之町二十五番地、山中金属株式会社専務取締役松本祐正
受取人及び裏書人　旭金属株式会社

昭和二十六年（ヘ）第三五三号
大阪市北区絹笠町五十一番地堂島ビルヂング内
申立人　由良興業株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出を出せねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
約束手形三通
手形番号　㋑一四三号㋺一四四号㋩一四五号
金額　㋑㋺金一百万円㋩金一百五十万円
支払期日　㋑㋺昭和二十六年十月二十一日㋩同年十月二十二日
支払地　大阪市
支払場所　大阪市北区絹笠町堂ビル七二一号
振出地　大阪市
振出日　記載なし
振出人　大阪市北区絹笠町五十番地堂島ビルヂング七二一号室由良興業株式会社取締役社長由良小一郎
受取人　記載なし

● 昭和二十六年（ヘ）第三五四号
大阪市西区江戸堀上通一丁目二五番地
申立人　大阪殖産株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）物件目録
小切手　一通　持参人払
小切手番号　第〇四二〇五号
額面金　八十一万三千九百六十八円
発行日　昭和二十六年九月五日
振出人、宛名人　株式会社不動銀行戎橋支店自己宛
裏書人　大阪殖産株式会社

● 昭和二十六年（ヘ）第三五五号
広島県安芸郡音戸町大字音戸六百七番地
申立人　対川　豊治

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
大阪機工株式会社株式三百株（五十株券六枚）
但し
株券額面　金二千五百円也
一株の金額　金五十円也
一株の払込金額　金五十円也
記号及番号　己第一一二四号、己第一一二五号以上発行年月日昭和十四年十二月一日は第一五七〇号、は第一五七一号、は第一六〇八号、は第二一八〇号以上発行年月日昭和十六年九月二日
発行者　大阪機工株式会社取締役社長原清明
最終株主　平岡進
大阪機工株式会社株式二百株（十株券二十枚）
但し
株券額面　金五百円也
一株の金額　金五十円也
一株の払込金額　金五十円也
記号及番号　乙一二八八二、六〇三、二一六四、二三五四、四七九三、五〇四五、五一〇九、七三七八、七四四六、七六三三以上発行年月日昭和十四年十二月一日ろ九三三、一六九四、一八二六、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、三七七四、三七七五、三七七八四以上発行年月日昭和十六年九月二日
発行者　大阪機工株式会社取締役社長原清明
最終株主　平岡進

● 昭和二十六年（ヘ）第三五六号
西宮市上大市字一本松五番地の一
申立人　水野　博義

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
一、種類及び数量　三光汽船株式会社株式百株券五枚
発行者　三光汽船株式会社取締役社長河本敏夫
額面金額　金五千円也
一株の金額　金五十円也
記号及び番号並に最終名義人　㈠自J第一七五一一号至J第一七五一四号三光証券株式会社代表取締役立石欽一㈡J第一八六〇六号野村証券株式会社大阪支店常務取締役平山晃太郎
発行年月日　昭和二十六年三月一日

● 昭和二十六年（ヘ）第三五七号
堺市北榎町四丁〇三番地
申立人　豊泉　良一

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
敷島紡績株式会社株式二百株
株券種類　十株券二十枚
西自五四五八号至五四六五号八枚、西二一七八号、西二一七九号二枚、イ自六三〇六号至六三〇八号三枚、イ六〇一六号一枚、イ三八九六一枚、イ四三八四号一枚、イ四四〇号、イ四四一号二枚、イ八八七号、イ八八八号二枚
額面金額　金二百五十円也
最終株主　江口証券株式会社代表取締役高橋要

● 昭和二十六年（ヘ）第三五八号
大阪市東区瓦町二丁目五五番地三和ビル内
申立人　アストリヤ株式会社

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）目録
一、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十六年九月三十日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　沢正三

昭26.10.17.　第7433号

二、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十六年十月三十一日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　江畑彌惣二
三、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十六年十一月三十日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　近藤勇一
四、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十六年十二月三十一日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　沢正三
五、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十七年一月三十一日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　江畑彌惣二
六、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十七年二月二十八日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　近藤勇一
七、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十七年三月三十一日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　沢正三
八、額面　金十万円也
支払期日　昭和二十七年四月三十日
振出日　昭和二十六年七月十日
受取人　近藤勇一
九、額面　金五万四千円也
支払期日　昭和二十七年五月三十一日
振出日　昭和二十六年七月二十三日
受取人　江畑彌惣二
一〇、額面　金三万円也
支払期日　昭和二十七年五月三十一日
振出日　昭和二十六年七月二十三日
受取人　近藤勇一
一一、額面　金九万円也
支払期日　昭和二十七年六月三十日
振出日　昭和二十六年七月二十三日
受取人　沢正三
但左記手形要件は㈠乃至㈡の各手形共通
振出地及支払地　大阪市
支払場所　株式会社大阪銀行難波支店
振出人　アストリヤ株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第三五九号

吹田市南泉町二千五百八十六番地
申立人　島津正継

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
一種類　島田硝子株式会社株式
数量　百株券三枚
一枚の株券額面　金五千円
一株の払込金額　金五十円
記号番号　い第一三七八号、い第九四二号、い第九五五号
発行者　島田硝子株式会社
発行日　昭和二十三年十二月一日
最終株主　島津正継

●昭和二十六年(ヘ)第三六〇号

奈良県北葛城郡五位堂村字別所
申立人　黒田倉造

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年四月三十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十九日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
敷島紡績株式会社株券　五十株券二枚
一百株券三枚合計五枚
(イ)額面　金二十五円
記号及び番号、か自第二七八二八号至第二七八三〇号の三枚
(ロ)額面　金二十五円
記号及び番号、B第二二二六六号同二二二六七号の二枚
最終株主　黒田倉造

●昭和二十六年(ヘ)第三六号

東京都千代田区丸の内一丁目二番地ホテル・トウキョウ内
申立人　大韓物産株式会社東京事務所
右代表者日本駐在常務取締役　姜仁錫

右申立人から別紙表示の保税倉庫証券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年五月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の保税倉庫証券を提出されたい。若し期日迄に右の届出をしないと其の保税倉庫証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月二十一日
神戸簡易裁判所

（別紙）　目録
保税倉庫証券
証券番号　神外第二九号
発行者　株式会社住友倉庫神戸支店
発行日　昭和二十六年五月三十一日
荷主(荷預人)　大韓物産株式会社東京事務所
品名　「三金馬」印人絹糸
数量　一万封度五〇箱
預(入庫)日　昭和二十六年五月三十一日
入庫期間　昭和二十六年十一月十五日
価格　金四百九十六万八千円也
保険　大阪住友海上火災保険株式会社
保管場所　神戸市兵庫区築地兵庫突堤保税乙二一三五
保管料　一箱に付金百六十九円九十七銭八厘
所持人　大韓物産株式会社東京事務所

●昭和二十六年(ヘ)第二〇号

大阪市北区中之島二丁目十番地
申立人　日綿実業株式会社
右代表取締役　潮崎喜八郎
右代理人　山田義一

別紙目録記載の約束手形に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年五月十七日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且約束手形を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十六年九月十八日
名古屋簡易裁判所
裁判官　吉田好文

（別紙）　目録
約束手形
番号　第五四号
金額　金二百四十七万円也
振出人　名港油脂工業株式会社
振出日　昭和二十六年八月十六日
名宛人　日綿実業株式会社東京支店
支払期日　昭和二十六年十月十四日
支払場所　東海銀行内田橋支店

●昭和二十六年(ヘ)第一号

静岡県静岡市入船町三丁目十二番地
申立人　鈴与株式会社
右代理人支配人　石川修治
右代理人弁護士　市川通雄

右申立人から別紙表示の約束手形に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年五月二十二日午前十時迄に権利の届出と其の約束手形を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の約束手形の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月二十日
豊橋簡易裁判所

目録
第一約束手形
額面　金六十万円
振出日　昭和二十六年九月五日
支払期日　同年十一月十日
振出地　豊橋市
支払地　豊橋市
支払場所　株式会社第一銀行豊橋支店
振出人　豊橋市花田町字城海津一番地鈴与株式会社豊橋支店取締役支配人石川修治
宛名人　日本炭礦株式会社
第二約束手形
額面　金五十万七千二百三十円
支払期日　昭和二十六年十一月十五日
振出日、振出地、支払地、支払場所、振出人、宛名人　第一約束手形に同じ

●昭和二十六年(ヘ)第九号

山口県佐波郡出雲村堀一六七〇番地
申立人　中島寛

右申立人より別紙目録記載の証券に付公示催告の申立があつたので、その証券の所持人は昭和二十七年七月十五日午前九時迄に当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若右期日迄に提出並に届出のないときは、その証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十五日
宇部簡易裁判所

（別紙）　目録
宇部興産株式会社百株券二枚
記号番号　に号戊第二九三七八号、に号戊第二九三七九号
額面　金五千円也全額払込済
同会社十株券四枚
記号番号　自に号丙一五〇二三号至に号丙一五〇二六号
額面　金五百円也全額払込済
以上各株券の
発行年月日　昭和二十四年八月十日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　中島寛

●昭和二十六年(ヘ)第一〇号

三重県上野市万町二二三四の九
申立人　森岡広吉
山口県宇部市大字小串宇部興産株式課
右代理人　山根静夫

右申立人より別紙目録記載の証券につき、公示催告の申立があつたので、その証券の所持人は昭和二十七年七月十五日午前九時までに当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若右期日迄に提出並に届出のないときは、その証券の無効を宣言することがある。

昭和二十六年九月十八日
宇部簡易裁判所

（別紙）　目録
宇部興産株式会社一百株券一枚
記号番号　に号戊第二〇二二二号
額面　金五千円也全額払込済
発行年月日　昭和二十四年八月十日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　宇部泉証券株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第九号

福岡県浮羽郡田主丸町大字田主丸二七六番地
申立人　田中清

別紙目録記載の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年四月二十三日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。

昭和二十六年九月十五日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　株券目録
株式会社福岡銀行株式一百株券十枚
一株の金額　金五十円
一百株券の額面　金五千円
記号及び番号　Bお自第二三八九七号至第二三九〇六号
払込金額　全額払込済
株券発行会社　株式会社福岡銀行社長高橋重成
発行年月日　昭和二十三年十二月一日
最初の株券所持者　田中清
最後の株券所持者　田中清
所得年月日　昭和二十三年十二月一日

●昭和二十六年(ヘ)第一〇号

長崎県北松浦郡福島村原免一七番地
申立人　上原周造
右代理人　鳥山忠雄

別紙目録記載の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年四月二十三日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。

昭和二十六年九月十五日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　目録
中島鉱業株式会社株式五十株券一枚
内訳
種類　五十株券
記号　新丁
番号　第一九六号
額面　二千五百円
一株金額　五十円
発行年月日　昭和十五年十月一日
発行者　中島鉱業株式会社取締役社長中島徳松
株主　上原周造

●昭和二十六年(ヘ)第一一号

神奈川県藤沢市鵠沼六八〇七番地
申立人　中島寅之助
右代理人　鳥山忠雄

別紙目録記載の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年四月二十三日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。

昭和二十六年九月十五日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　目録
中島鉱業株式会社株式千株券一枚
内訳
種類　千株券
記号　甲
番号　第三二号
額面　五万円
一株金額　五十円
発行年月日　昭和十四年四月十七日
発行者　中島鉱業株式会社取締役社長中島徳松
最初名義人　中島徳松
最終名義人　中島寅之助

●昭和二十六年(ヘ)第一二号

福岡市薬研町五番地
申立人　九州藷類販売株式会社
右代表取締役　畑田靜衛

別紙目録記載の小切手に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年四月二十三日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。

昭和二十六年九月十五日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　目録
送金小切手一枚
但
番号　五四ノ五〇一
金額　十二万一千四百四十円
送金依頼人　九州藷類販売株式会社鹿児島支店
振出年月日　昭和二十五年十二月十四日
振出銀行　鹿児島市富士銀行鹿児島支店
支払銀行　福岡市下西町富士銀行福岡支店
持参人払式
振出地　鹿児島市
支払地　福岡市

●昭和二十六年(ヘ)第一三号

福岡県三井郡草野町大字草野三八四番地宮崎新吾方
申立人　橋爪佳太郎

別紙目録記載の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年四月二十三日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。

昭和二十六年九月十五日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　目録
西日本鉄道株式会社株式百株券二枚
内訳
種類　百株券
記号　ヘ丙
番号　第七九七六号、第七九七七号
額面　五千円
一株金額　五十円
発行年月日　昭和二十三年十一月三十日
名義人　橋爪佳太郎

●昭和二十六年(ヘ)第一四号

福岡市雁林町二七番地
申立人　熊本一夫

別紙目録記載の小切手に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年四月二十三日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且その証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであらう。

昭和二十六年九月十五日
福岡簡易裁判所
裁判官　津田猛哉

（別紙）　目録
小切手一枚
但
番号　EB〇〇七八六五
額面　金三万六千二百円也
受取人　熊本一夫
持参人払式
振出日　昭和二十六年八月七日
振出地及び支払地　福岡市
振出人　福岡電気通信部分任繰替払等出納官吏摘間悟
支払人　日本銀行福岡支店

○公示催告中更正

●昭和二十六年(ヘ)第九八号

大阪市北区浜崎町十八番地、株式会社くろがね工作所
申立人　千葉兼三

当裁判所が昭和二十六年三月三十日付を以て為したる公示催告中「記号番号　統ろ自一一六三一九至一一六三一四」とあるは誤りに付、「記号番号　統ろ自一一六三一九至一一六三二二、一一六三二三、一一六三一四」と更正する。

昭和二十六年十月十日
大阪簡易裁判所

○除権判決

●昭和二十六年(ヘ)第一号

岡山県西大寺町八〇番地
申立人　三好宏
右申立人代理人　平野重助

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月三日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月三日
川崎簡易裁判所
裁判官　松沢国治

（別紙）　目録
富士電機製造株式会社株式三百六十株
株券種類　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)十株券(ホ)百株券
記号番号　(イ)乙自第二八七一号至第二八七五号(ロ)い乙自第七七八号至第七七九号(ハ)ろ乙自第一七一〇号至第一七一四号、自第五四九号至第五五三号、第三九三八号(ニ)は乙自第二九六七号至第二九七四号(ホ)は丁第五三九号
発行年月日　(イ)大正十二年十月一日(ロ)昭和十三年二月五日(ハ)昭和十四年十二月二十日(ニ)(ホ)昭和十八年四月一日
額面総額　金一万八千円也
一株の金額　金五十円也(全額払込)
最終株主名義人　三好宏
株券発行者　富士電機製造株式会社取締役社長吉村万治郎

●昭和二十五年(ヘ)第三号

宮城県石巻市湊南町百十一番地
申立人　石巻水産市場株式会社
宮城県石巻市湊本町百二番地
右代表者代表取締役　庄司又一郎

別紙目録記載の約束手形に付いて申立人の申立に因り公示催告をしたが昭和二十六年九月一日午前十時の期日迄に権利の届出と右約束手形を提出する者がないから申立人の申立に因り右約束手形の無効を宣言する。

昭和二十六年九月四日
前橋簡易裁判所
裁判官　中島武雄

（別紙）　目録
約束手形の表示
額面金額　金十九万円
番号　群馬大同銀行保証第四二三号
支払期日　昭和二十五年九月二十日
支払場所　群馬大同銀行竪町支店
振出地　前橋市
支払地　前橋市
振出日　昭和二十五年七月二十六日
振出人及住所　前橋市琴平町二十番地前橋水産物荷受組合理事長鈴木馨
名宛人及び最終所持人　石巻水産市場株式会社

●昭和二十五年(ヘ)第一号

静岡県田方郡北狩野村柏久保六百三十三番地の六
申立人　遠藤富雄
右代理人弁護士　伊東清重

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月三十一日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年八月三十一日
静岡三島簡易裁判所
裁判官　水口豊

（別紙）　目録
東洋醸造株式会社株式百株券一枚
記号番号　リ第八〇八号
額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額払込済）
発行者　東洋醸造株式会社
発行日　昭和二十三年十月一日
最終株主　田中貞二

●昭和二十六年(ヘ)第四号

静岡県引佐郡気賀町千六十七番地（元新潟市礎町通四の町）
申立人　内田佳雄
右代理人　野木厳

別紙目録表示の倉荷証券に付申立人の申立により公示催告を為したが昭和二十六年八月三十日午前十時迄に権利を届出で且つ右証券を提出する者がないから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十六年八月三十日
新潟簡易裁判所
裁判官　勝田重直

昭26.10.17.　第7433号

（別紙）　目録
日本海倉庫株式会社倉荷証券一枚
記号　子第十一号
発行日　昭和二十三年八月三十一日
発行場所　新潟市
発行人　日本海倉庫株式会社
寄託者　内田佳雄

●**昭和二十五年（へ）第四二号**
大阪府豊能郡箕面町平尾
　申立人　小畠　憲

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十五年十二月四日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十五年十二月四日右証券の無効を宣言した。

昭和二十五年十二月四日
　大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
日立造船株式会社株式四百株
但し、株券四枚
株券額面　百株券金五千円也
一株の払込額　一株五十円払込
記号番号　ほ丁自第一一四八二号至第一一四八五号
発行者　日立造船株式会社
発行日　昭和二十四年七月一日
最終株主　小柿義輝
最終所持人　小畠憲

●**昭和二十五年（へ）第二号**
　申立人　別紙申立人の表示記載の通り

証券の表示
一、別紙表示の通り
右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年六月三十日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月五日
　都島簡易裁判所
　　裁判官　野田四郎

（別紙）　申立人の表示
大阪市阿倍野区天王寺町三千四百三十七番地　申立人　中野　玉吉
三重県阿芸郡労村大字磯山千六百六十一番地の一　同　杉野　保
大阪市阿倍野区昭和町中三丁目一番地　同　三宅　敏彦
兵庫県武庫郡本山村田中二百五十三番地　同　表　哲
同県同郡本山村字中野千田十四番地　同　天野　仙吉
山口県玖珂郡柳井町本町四四六番地　同　尾林　達次
金沢市小立野新町四十番地の十二　同　加藤　弘
広島県安佐郡緑井村字松原千百三十四番地　同　中道　幹
大阪市東区今橋五丁目
　右代理人弁護士　銀島　万作

（別紙）　目録
一、申立人　中野玉吉分
朝鮮稀元素興業株式会社株券一千株
（現在、内外繊維工業株式会社）
但一株金額五十円払込済、十枚
発行人　朝鮮稀元素興業株式会社
記号番号　百株券呂号第一号乃至第一〇号
最終株式名義人　坂井友木
二、申立人　杉野保分
同上会社株券三千株、三十枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第一四一号乃至第一七〇号
最終株式名義人　中財熊雄
三、申立人　三宅敏彦分
同上会社株券一千株、十枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第一一一号乃至第二〇号
最終株式名義人　榎木佐市
四、申立人　表　哲分
同上会社株券五千株、五十枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第二二一号乃至第七〇号
最終株式名義人　榎木佐市
五、申立人　天野仙吉分
同上会社株券二千株、二十枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第七一号乃至第九〇号
最終株式名義人　榎木佐市
六、申立人　尾林達次分
同上会社株券二千株、二十枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第一二一号乃至第一四〇号
最終株式名義人　尾崎秀以知
七、申立人　加藤弘分
同上会社株券三千株、三十枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第九一号乃至第一二〇号
最終株式名義人　尾崎秀以知
八、申立人　中道幹分
同上会社株券二千五百株、二十五枚
発行人　同上会社
記号番号　百株券呂号第一七一号乃至第一九五号
最終株式名義人　塩見四郎

●**昭和二十五年（へ）第六号**
神戸市生田区北長狭通四丁目高架下一百十号
　申立人　ヰゲタ証券株式会社

証券の表示
一、別紙表示の通り
右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月五日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月五日
　大阪池田簡易裁判所
　　裁判官　藤田貞一郎

（別紙）　目録
京阪神急行電鉄株式会社株式十株券十枚
株券番号　第六新自乙二〇九八四号至乙二〇九九三号
一枚の額面　金五百円也
一枚に付き払込金　金五百円也
株式名義人　小林合名会社
株券発行者　京阪神急行電鉄株式会社

●**堺市鳳中町二丁十番地**
　申立人　前田　政一

別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年九月一日午前十時迄に権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。

昭和二十六年九月一日
　堺簡易裁判所
　　裁判官　村瀬泰三

（別紙）　目録
小切手一通
番号　CA〇〇六〇五〇
額面　金二万一千三百八十一円也
受取人　持参人払
振出地　堺市
振出年月日　昭和二十五年十月二十六日
振出人　堺労働基準監督署資金前渡官吏労働基準監督官松石新蔵
支払地　堺市
支払銀行　日本銀行堺代理店
最終所持人　前田政一

●**昭和二十五年（へ）第二三号**
福井県大野郡勝山町芳野一一四の一七
　申立人　牧野　鉄彌
　右代理人　古久保健一

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月二十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年八月二十七日
　京都簡易裁判所
　　裁判官　岡本　博

（別紙）　目録
一京福電気鉄道株式会社株式六株
但し一株券六枚
株券額面　金三百円也
一株の払込額　金五十円也（全額払込済）
記号番号　1ほ甲第七四一一三号、ほ甲第七四一一四号、2と甲自第五〇六三号至第五〇六六号
発行者　京福電気鉄道株式会社
発行日　1昭和二十一年十月十五日　2昭和二十三年十二月一日
最終株主　牧野彌三郎
最終所持人　牧野鉄彌
一京福電気鉄道株式会社株式五株
但し五株券一枚
株券額面　金二百五十円也
一株の払込額　金五十円也（全額払込済）
記号番号　と乙第一三一六号
発行者　京福電気鉄道株式会社
発行日　昭和二十三年十二月一日
最終株主　酒井一栄
最終所持人　牧野鉄彌
一京福電気鉄道株式会社株式二十五株
但し一十株券二枚五株券一枚
株券額面　金一千二百五十円也
一株の払込額　金五十円也（全額払込済）
記号番号　と乙第一〇四八号、と丙第八三五五号、と丙第八三五六号
発行者　京福電気鉄道株式会社
発行日　昭和二十三年十二月一日
最終株主　平野高盛
最終所持人　牧野鉄彌
一京福電気鉄道株式会社株式五十五株
但し五十株券一枚五株券一枚
株券額面　金二千七百五十円也
一株の払込額　金五十円也（全額払込済）
記号番号　と乙第一四〇六号、と丁第一四三九八号
発行者　京福電気鉄道株式会社
発行日　昭和二十三年十二月一日
最終株主　新門時也
最終所持人　牧野鉄彌
一京福電気鉄道株式会社株式二百株
但し五十株券四枚
株券額面　金一万円也
一株の払込額　金五十円也（全額払込済）
記号番号　ち丁自第〇〇四〇号至第〇〇四三号
発行者　京福電気鉄道株式会社
発行日　昭和二十四年五月十七日
最終株主　酒井一栄

●**昭和二十六年（へ）第一号**
愛知県知多郡旭村大字大草八十番地
　申立人　水野　龍夫
　右代理人弁護士　入谷　規一

別紙目録記載の約束手形に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十六年一月九日公示催告を為したにも不拘昭和二十六年八月十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該約束手形の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の約束手形の無効なることを宣言する。

昭和二十六年八月十一日
　愛知中村簡易裁判所
　　裁判官　大橋淳太郎

（別紙）　目録
約束手形一通
表面額面　金五十四万円也
支払期日　昭和二十五年九月十五日
支払地振出地共　名古屋市
支払場所　名古屋市中川区松重町十一、東海電波管理局
振出日　昭和二十五年八月二十八日
振出人　名古屋市昭和区戸田町四丁目十九番地、森原圭二
受取人　水野かね
裏面第一欄金額被裏書人年月日共白地
裏書人　三重県三重郡朝日村小向、野崎梅吉

●**昭和二十四年（へ）第九五六号**
岡山県御津郡白石村今保四八七、広内貴志太方
　申立人　岸本　澄夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年八月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月四日
　東京簡易裁判所
　　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目録
鐘淵紡績株式会社株式新株券一十株券一枚
但し
株券額面一株に付　金五十円也
払込金額　新一株に付金二十五円払込
株券記番号　ろ第一八一二一号
発行者　鐘淵紡績株式会社
当初株主　岸本輝元
最終株主　右同

○除権判決当事者追加

●**昭和二十五年（へ）第一四号**

昭和二十六年二月二日本紙に公告された申立人小原富太郎外十三名申立代理人荒田満夫に係る除権判決の当事者の表示に左記当事者を追加する。

昭和二十六年十月九日
　尼崎簡易裁判所
　　裁判官　北浦憲二

記
東京都文京区本郷一の三
　岩崎真雄相続人
　申立人　岩崎　義雄
静岡県榛原郡川崎町静波四丁目
　同　紅林　やゑ
北海道名寄町西三條南四丁目
　馬場す江相続人
　同　馬場周二郎
岐阜市桜木町二丁目二〇住宅営団五二号
　同　金谷　吉郎
大阪市福島区下福島一丁目市営住宅二十四号
　同　鍛治静一郎

○破産宣告

●**静岡県浜松市野口町五五五番地**
　債務者　大和興業株式会社

右の者に対する昭和二十六年（フ）第二号破産事件に付昭和二十六年十月十一日当裁判所の為したる破産宣告に付公告すること左の如し。

一、債務者大和興業株式会社を破産者とす。
二、破産管財人は浜松市鴨江町一〇七番地弁護士桑原新太郎
三、債権届出の期間は昭和二十六年十月三十一日迄第一回債権者集会の期日及び債権調査の期日は昭和二十六年十一月十日午前十時
四、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は其財産を交付すべからず。破産者に対し債務を負担する者は其旨又破産者の財産を所持する者が別除権を有するときは其債権を有することを昭和二十六年十月三十一日迄に破産管財人に届出ずべし。

昭和二十六年十月十一日
　静岡地方裁判所浜松支部

●**京都市下京区朱雀宝蔵町五番地**
　破産者　近畿青果株式会社
　右代表者代表取締役　森田　勘次

右の者に対する昭和二十四年（フ）第八号破産事件につき、当裁判所が昭和二十六年十月五日午前十時にした破産宣告につき、つぎのとおり公告する。

一、債務者近畿青果株式会社を破産者とする。
二、破産管財人は京都市上京区寺町通鞍馬口下ル高徳寺町三四二弁護士三木善建
三、債権届出期間　昭和二十六年十月二十二日まで
第一回債権者集会の期日は昭和二十六年十月三十一日午後一時
債権調査の期日は昭和二十六年十月三十一日午後一時
四、破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交付してはならぬ。破産者に対し、債務を負担する者は、その旨破産者の財産を所持する者は、その旨破産者の財産を所持するものが別除権を有するときは、その債権を有することを、昭和二十六年十月二十二日までに破産管財人に届出ねばならぬ。

昭和二十六年十月五日
　京都地方裁判所

●**京都市伏見区聚楽町七百六十番地**
　破産者　被相続人高橋他三郎相続財産

右の者に対する昭和二十六年（フ）第四八号破産事件につき、当裁判所が昭和二十六年十月五日午後一時にした破産宣告につき、つぎのとおり公告する。

一、債務者被相続人高橋他三郎相続財産を破産者とする。
二、破産管財人は京都市左京区下鴨泉川町一番地の二　弁護士　窪田武丕
三、債権届出期間　昭和二十六年十月二十四日まで
第一回債権者集会の期日は昭和二十六年十一月二日午後一時
債権調査の期日は昭和二十六年十一月二日午後一時
四、破産者の債務者及び破産財団に属する財産の所持者は、破産者に弁済をし、又はその財産を交付してはならぬ。破産者に対し、債務を負担する者は、その旨破産者の財産を所持する者は、その旨破産者の財産を所持するものが別除権を有するときは、その債権を有することを、昭和二十六年十月二十四日までに破産管財人に届出ねばならぬ。

昭和二十六年十月五日
　京都地方裁判所

●**福岡県京都郡行橋町大字大橋七一八番地**
　破産者　三興産業株式会社
　右代表者取締役　澁谷　清

右の者に対する昭和二十六年（フ）第一号破産事件に付いて昭和二十六年十月十日当裁判所が昭和二十六年十月十日午前九時にした破産宣告に付き次の通り公告する。

一、債務者三興産業株式会社を破産者とする。
二、破産管財人は京都郡行橋町大字行事九九番地弁護士本郷雅広
三、債権届出期間を昭和二十六年十月二十五日まで
第一回債権者集会及債権調査の期日は昭和二十六年十一月二日午前十時
四、破産者の債務者及び破産財団に対する財産の所持者は破産者に弁済をし又はその財産を交付してはならぬ。破産者に対し債務を負担する者はその旨破産者の財産を所持する者が別除権を有するときはイの債権を有することを昭和二十六年十月二十五日迄に破産管財人に届出ねばならぬ。

昭和二十六年十月十日
　福岡地方裁判所行橋支部
　　裁判官　松山安馬

●**秋田県仙北郡大曲町大曲字土屋城四十二番地**
　債務者　玉成土建株式会社

右の者に対し当裁判所は昭和二十六年十月十一日午前九時破産宣告を為したるを以つて左の通り公告をする。

一、主文
一、債務者　玉成土建株式会社を破産者とす。
一、破産管財人　秋田県仙北郡大曲町大曲字街道西六番地弁護士伊藤盈吉
一、債権届出期間　昭和二十六年十二月十日迄
一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十六年十一月十日午前九時
一、債権調査の期日　昭和二十六年十二月二十五日午前九時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は其の財産を交付すべからず、尚破産者に対し債務を負担する者又は其の財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有する旨を昭和二十六年十月二十八日迄に破産管財人に届出すること。

昭和二十六年十月十一日
　秋田地方裁判所大曲支部

地方公共団体公告

○行旅死亡人

一、本籍住所氏名不詳女年令二十五才から三十才位パーマネントをかけ身長四尺五寸位着衣ワンピース白地に青い花模様白キャラコのシュミーズ木綿のズロース黒革のサンダル
右は本村字台ケ岳一二五一番地において死亡九月二十六日に発見死後約二箇月を経過したものと推定仮埋葬をした心当りの者は当役場へ申出られたい。

昭和二十六年九月二十八日
　神奈川県足柄下郡仙石原村役場

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年八月二十七日の株主総会の決議により同日解散す当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。この期間内に申出がないときは清算から除かる。

昭和二十六年十月一日
　上野市丸之内三十三番地
　　株式会社川瀬組
　　代表清算人　古田　実

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年九月二十日株主総会の決議により解散しました。当会社に債権を有する方は第一回公告の翌日から二箇月以内に申出がないと清算から除斥致します。

昭和二十六年十月一日
　仙台市小田原金剛院町六番地の二
　　福助東北販売株式会社
　　清算人　佐野　繁次

株式会社資本減少異議申述公告

当会社は昭和二十六年十月十日の株主総会で資本金五百万円を二百五十万円に減少することの決議を致しましたが之に対し異議のある債権者は来る本年十二月二十五日迄に当会社にその申述を願ひます。若し右期間内にその申述がないときは右資本減少を御承認になつたものと看なします。

昭和二十六年十月十七日
　兵庫県西宮市鳴尾町字西鳴尾高入新田六十九番地の一
　　松井金網工業株式会社

債権者各位

資本減少公告

当会社は昭和二十六年七月五日臨時株主総会に於て会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及発行済額面株式の数二十万株、資本の額金一千万円也を会社が発行する株式の総数発行済株式の総数及発行済額面株式の数十万株、資本の額金五百万円に減少する決議を致しましたので右に異議ある債権者は本公告の翌日より二箇月以内に其旨申出でられ度い。

昭和二十六年七月六日
　大阪市北区真砂町四十八番地
　　大和ゴム株式会社

組織変更公告

当会社は昭和二十六年十月八日総社員の一致に依る総会の決議を以て組織を変更して株式会社日本商工と為すことを決議した。若しこれに異議ある債

権者は本公告掲載の日より二箇月以内に申出られたい。

昭和二十六年十月十三日
大阪市天王寺区椎寺町一〇七番地
有限会社日本商工

合併公告

昭和二十六年九月三日臨時株主総会にて甲会社は乙会社を合併して存続し乙会社は解散することを決議しました。右に異議ある債権者は本公告掲載日から二箇月以内に申出下さい。

昭和二十六年十月十七日
富山県高岡市横田七一四番地
甲会社　富山県染工株式会社
富山県高岡市横田七一四番地
乙会社　三平実業株式会社

新温泉噴出する
有馬温泉
国際観光旅館
兵衛
神戸市兵庫区有馬町
電話有馬　三番　三六番
新館　待月荘　落成

合併公告

昭和二十六年六月二十七日開催の株主総会に於て左記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十月十二日
和歌山市納定九五番地
甲　弘国染工株式会社
大阪市東区本町四丁目四六番地
乙　日本染業株式会社

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年八月三十一日の株主総会の決議に依り解散したので当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十月十二日
香川県綾歌郡川西村大字西二二二
二三五の五
讃岐農機工業株式会社
清算人　高木　勉

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年八月二十日臨時株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日より二箇月以内に債権を申出られ度く若し期限内に申出なきときは其の債権は清算より除斥します。

昭和二十六年九月九日
金沢市白銀町二十三番地
株式会社エツワ商店
清算人　音　久也

有限会社組織変更公告

当社は昭和二十六年九月三十日の社員総会に於て総社員の同意で和親興業株式会社に組織変更の決議をした。此の組織変更に異議ある者は本公告の日から二箇月以内に申出でられたい。

昭和二十六年十月一日
岡山県児島郡興除村大字中疇三百四十七番地
和親興業有限会社

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年九月三十日の株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十月十二日
四日市市大字赤堀二千三百八十七番地
株式会社浅野製粉場
代表清算人　浅野　文男

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年八月二十九日臨時株主総会の決議に依り解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十月一日
富山県下新川郡道下村釈迦堂八一四番地
帝国造船株式会社
右代表清算人　斎藤浅次郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年八月二十八日解散しましたから債権者は本公告掲載の日より二箇月以内に其の債権を申出て下さい。右期間内に申出なきときは其の債権は清算より除斥されます。右公告します。

昭和二十六年九月八日
滋賀県東浅井郡虎姫町大字五村三二六
東和商事株式会社
清算人　大森国太郎
同　馬場　繁

会社合併公告

昭和二十六年九月二十八日開催の甲乙会社の各臨時株主総会に於て両社合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右に対し異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申し出で下さい。

昭和二十六年九月二十九日
名古屋市中区鉄砲町三丁目十九番地
甲　中部縫糸株式会社
名古屋市中区鉄砲町三丁目二十二番地
乙　株式会社中京釦裁縫用品商会

幸せをもたらす朝の鐘

自からの用意でこの朝の鐘を響かせよう

賞金30万円と講和貯蓄記念賞が二重に当り元金は六ヶ月目にそのまゝお手もとに戻ります

第12回富士割増定期は一口千円の御預金で**あなたに**『幸せをもたらす朝の鐘』です

抽せん十一月十日
只今全店お取扱中

皆様の
富士銀行

解散公告（第一回）

当組合は昭和二十六年八月三十日の臨時総会の決議により解散致しましたので当組合に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十月十七日
名古屋市中区仲ノ町二丁目十八番地
中京縫糸工業協同組合
清算人　佐々木岩次郎

解散公告（第一回）

当協会は昭和二十六年九月十八日社員総会の決議により解散しましたので当協会に対して債権を有せられる方は昭和二十七年一月三十一日までに御申出下さい。若し右期日までに御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十月十七日
大阪市東区唐物町一丁目四番地
社団法人染料協会
清算人　後藤　捷一
同　寺崎　文二

債権申出の公告

最後の住所　東京都北多摩郡府中町矢崎千四百九十六番地田辺貞之助方
死亡の場所　東京都北多摩郡多摩村是政二千百三十九番地守田病院
死亡の年月日　昭和二十六年三月九日
被相続人　田辺　ゑま
明治二十三年一月二十二日生

右被相続人の債権者（相続債権者及受遺者）は本公告掲載の日より二箇月以内に当財産管理人に対し債権請求の申出をされたい。若し右期間内に申出がないときはその弁済は除斥せられることがある。

昭和二十六年十月十五日
東京都世田谷区松原町三丁目九百六十七番地
右被相続人の相続財産管理人　栗原　時雄

公告

企業再建整備法の規定に基き昭和二十六年九月三十日旧勘定及び新勘定を併合した。右公告します。

昭和二十六年十月十三日
大阪市東淀川区加島町一三七〇
八洲鉄工株式会社

株式会社設立公告

一、商号　株式会社田屋商店
一、本店　鹿児島市住吉町一〇五番地
一、設立年月日　昭和二十六年十月三日
一、代表取締役　上村政吉

株式名義書換停止公告

来る十月十日より増資報告の株主総会終結の日迄株式の名義書換、質権の登録及びその抹消を停止します。

昭和二十六年十月
宇和島運輸株式会社

第十四回決算公告

自昭和二十五年八月一日
至昭和二十六年七月三十一日
貸借対照表

資産の部

土地	七三、三二三・〇〇
建物	一、六〇〇、四三三・〇〇
機械	二、一六二、五六八・〇〇
工具	五八、〇二〇・〇〇
運搬具	九三九、三五三・〇〇
什器	一八五、六七六・〇〇
有価証券	二八〇、〇〇〇・〇〇
修理材料	六三一、六七四・五五
商品	一〇、九五五、六五六・〇〇
仮拂金	一、七三八、四二六・五五
売掛金	八、六一八、三一一・五〇
受取手形	三、六四四、九五五・〇〇
未収金	六〇、七六六・〇〇
未経過保険料	六三、〇〇七・〇〇
未経過利息	二八、六五一・〇〇
当座預金	一、三一三、八六六・八六
預け金	四〇四、二五一・四四
現金	二〇三、四〇七・〇一
合計	三、四六一、二四二・八八

負債の部

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	七五、九〇〇・〇〇
別途積立金	三一二、〇〇〇・〇〇
納税積立金	六、三三〇・〇〇
再評価積立金	七七〇、〇〇〇・〇〇
借入金	四〇〇、〇〇〇・〇〇
割引手形	一、六八五、四五五・〇〇
支拂手形	二、九九六、六九八・一〇
買掛金	一〇、四一五、八一七・七三
仮受金	一、七四四、三三八・五〇
未拂金	九六六、一七四・二〇
預り金	一〇五、三一七・五〇
前受金	一〇三、〇九〇・〇〇
戻り品	八、五六〇・〇〇
前期繰越	三六、六〇四・九一
当期利益	二、八三五、〇七六・九四
合計	三、四六一、二四二・八八

右の通りに候也

昭和二十六年九月二十八日
愛知タイヤ工業株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　十月十五日附参会第四号一六頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)五三一―五三九
振替東京一九〇〇〇　官報課